

第 11 回

熊本県議会

経済環境常任委員会会議記録

令和4年3月11日

開 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第 11 回 熊本県議会 経済環境常任委員会会議記録

令和4年3月11日(金曜日)

午前10時0分開議
午前11時19分休憩
午前11時24分開議
午後0時27分休憩
午後1時29分開議
午後1時52分休憩
午後1時56分開議
午後2時36分閉会

本日の会議に付した事件

議案第40号 令和4年度熊本県一般会計予算

議案第41号 令和4年度熊本県中小企業振興資金特別会計予算

議案第45号 令和4年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第46号 令和4年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第51号 令和4年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計予算

議案第52号 令和4年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算

議案第56号 令和4年度熊本県電気事業会計予算

議案第57号 令和4年度熊本県工業用水道事業会計予算

議案第58号 令和4年度熊本県有料駐車場事業会計予算

議案第69号 熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定について

議案第70号 熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定について

議案第80号 令和3年度熊本県一般会計補正予算(第19号)

請第35号 シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願
委員会提出議案 適格請求書等保存方式導入に係るシルバー人材センターへの適切な措置を求める意見書(案)
閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

①熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組みについて

②熊本県食品ロス削減推進計画の策定について

③UXプロジェクト基本計画・実施計画の策定について

令和3年度経済環境常任委員会における取組の成果について

出席委員(7人)

委員長 松村秀逸
副委員長 大平雄一
委員 城下広作
委員 松田三郎
委員 鎌田聡
委員 西村尚武
委員 坂梨剛昭

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

環境生活部

部長 藤本 聡
政策審議監 小原 雅之
環境局長 波村 多門
県民生活局長 手嶋 章人
環境政策課長 江橋 倫明
水俣病保健課長 原田 義隆

首席医療審議員 山 口 喜久雄
 水俣病審査課長 枝 國 智 子
 環境立県推進課長 吉 澤 和 宏
 環境保全課長 西 村 浩 一
 自然保護課長 前 田 隆
 循環社会推進課長 小 原 正 巳
 くらしの安全推進課長 田 元 雅 文
 政策監 東 田 智 裕
 消費生活課長 福 永 公 彦
 男女参画・協働推進課長 木 村 和 子
 人権同和政策課長 鈴 和 幸
 商工労働部
 部 長 三 輪 孝 之
 政策審議監
 兼商工雇用創生局長 上 田 哲 也
 産業振興局長 内 藤 美 恵
 商工政策課長 市 川 弘 人
 商工振興金融課長 増 田 要 一
 労働雇用創生課長 中 川 博 文
 産業支援課長 受 島 章 太 郎
 政策監 辻 井 翔 太
 エネルギー政策課長 上 塚 恭 司
 企業立地課長 工 藤 晃
 観光戦略部
 部 長 寺 野 慎 吾
 政策審議監 府 高 隆
 観光交流政策課長 久 原 美 樹 子
 観光企画課長 脇 俊 也
 観光振興課長 川 寄 典 靖
 販路拡大ビジネス課長 池 田 健 三
 企業局
 局 長 國 武 慎 一 郎
 総務経営課長 亀 丸 明 弘
 工務課長 伊 藤 健 二
 労働委員会事務局
 局 長 谷 口 誠
 審査調整課長 舟 津 紀 明

事務局職員出席者

議事課主幹 山 本 さおり

政務調査課主幹 植 田 晃 史

午前10時0分開議

○松村秀逸委員長 ただいまから第11回経済環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会に1名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることにいたしました。

なお、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいよう、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

まず、前回の委員会以降に環境生活部で人事異動がっておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（くらしの安全推進政策監自己紹介）

○松村秀逸委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。今回も新型コロナウイルス感染症対策として、3密を防ぐため、次第に記載の2つのグループに分けて議案等に関する説明を求めるとしております。

まず、環境生活部の議案の審査を行い、休憩を挟みまして商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の議案の審査を行います。その後、再度休憩を挟みまして付託議案の採決を行います。

それでは、環境生活部の議案についての説明をお願いします。説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔に行ってください。

それでは、環境生活部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、藤本環境生活部長。

○藤本環境生活部長 環境生活部でございます。

環境生活部の議案等の説明に入ります前

に、アサリの産地偽装問題について御説明いたします。

まず、食品表示法違反の事案についてですが、一昨日、中国産、韓国産のアサリを仕入れ、熊本県産と産地偽装して流通業者に販売した事業者に対して是正を指示しました。そして、その旨を公表いたしました。

この事案では、輸出国における生育期間より熊本県での蓄養期間のほうが短いにもかかわらず、熊本県産と、事実と異なる表示をした、いわゆる長いところルールを悪用した産地偽装が行われておりました。

また、2月1日に開設いたしました偽装情報の受付窓口産地偽装110番には、今月9日現在で349件の情報が寄せられております。

いただいた情報については、電話による聞き取り調査や現地調査、DNA検査を実施し、それらを踏まえ、食品表示法に基づく立入検査を行うなど、一つ一つの事案について徹底して調査を進めております。

産地偽装は消費者を裏切る犯罪行為であり、絶対に許されるものではありません。食品表示法を所管する当部としましては、国や関係機関とも連携し、徹底した調査、取締りを進めるとともに、農林水産部とも連携し、引き続き、県産アサリの産地偽装の根絶に全力で取り組んでまいります。

それでは、環境生活部関係議案の概要につきまして御説明いたします。

今回提出しております議案は、予算関係2件、条例関係1件でございます。

まず、第40号議案の令和4年度熊本県一般会計予算でございます。

当部では、環境の保全や県民の快適で安全、安心な暮らしの実現に向けた施策を推進するため、総額152億700万円余の予算を計上しております。

その主なものを、環境及び県民生活の各分野における新たな取組を中心に御説明いたします。

まず、環境の分野では、2050年県内CO₂排出実質ゼロの実現に向けて、県民一人一人の行動や企業、特に中小企業の取組までつながるよう、CO₂削減の取組内容等を様々な形で見える化し、県全体に波及させてまいります。

また、県の率先行動として、防災にも資する再エネ設備の県有施設への導入などを積極的に進めてまいります。

さらに、流域治水にもつながる地下水涵養対策として、雨水浸透施設の地下水涵養効果等の検証などにも取り組んでまいります。

このほか、プラスチックごみ対策や、鳥獣被害対策として新たに射撃研修等による銃猟者の確保、育成などにも取り組んでまいります。

次に、県民生活の分野では、ゼロカーボンにも資する食品ロスの削減に関係部局連携して取り組むとともに、高齢者の交通事故防止のため、踏み間違い防止装置等の導入支援や飲酒運転根絶等のための広報啓発など、交通安全に資する取組を強化いたします。

さらに、各分野で活躍する女性のロールモデル発信など、女性の社会参画の加速化にも取り組んでまいります。

また、直面する重要課題であります新型コロナウイルス感染症への対応、令和2年7月豪雨、熊本地震からの創造的復興への対応につきましても、引き続き、しっかりと取り組んでまいります。

また、水俣病問題の対応につきましても、新型コロナウイルスの感染症対策を徹底した上で、認定審査を丁寧かつ着実に進めるとともに、高齢化が進む胎児性・小児性患者の方々の日常生活の支援等に引き続き取り組んでまいります。

次に、第52号議案の熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計予算につきましては、チッソ県債に係る元利償還金等として、総額27億3,400万円余の予

算を計上しております。

以上により、予算総額は、一般会計と特別会計を合わせ179億4,200万円余となります。

次に、条例関係につきましては、熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例、1件をお諮りしております。

以上が、今回提出しております議案の概要でございます。

このほか、その他報告として、アサリの産地偽装に対する取組及び熊本県食品ロス削減推進計画策定の2件について御報告いたします。

詳細につきましては、関係課長が説明いたしますので、御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○江橋環境政策課長 環境政策課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして御説明いたします。

公害対策費でございますが、1億5,306万円余を計上しております。

右側の説明欄を御覧ください。

1、職員給与費としまして1億1,835万円余を計上しておりますが、これは、本年1月1日現在で在籍します環境政策課職員の給与を基に算定したものでございます。

職員給与費につきましては、各課とも同様でございますので、基本的に各課長からの説明は省略させていただきます。

次の2、公害対策促進費につきましては、国などとの連絡調整に要する経費をはじめ、部長秘書業務の委託や部内の政策立案などに必要な経費として、1,187万円余を計上しております。

次の3、環境立県推進費につきましては、

水銀フリー推進事業として2,283万円余を計上しております。これは、水銀を使用しない、いわゆる水銀フリー社会の実現に向けた情報発信や水銀研究留学生への奨学金支給に要する経費でございます。

次に、3ページをお願いします。

チッソ株式会社貸付金県債償還等特別会計繰出金ですが、20億9,181万円余を計上しております。

右側の説明欄に記載しておりますとおり、平成7年政治解決の一時金県債や特別県債などの元利償還に充てるため、特別会計に繰り出すものでございます。

以上、一般会計は、合計22億4,487万円余を計上しております。

次に、4ページをお願いいたします。

チッソ県債に係る特別会計につきまして御説明します。

各予算につきましては、平成12年の閣議決定に基づく金融支援抜本策に沿いまして、チッソの今年度の決算が経常利益25億円にとどまり、チッソからの返済可能額が本年度に続きゼロ円になる見通しとして算定しております。

まず、1段目及び2段目ですが、これは、患者県債の元金及び利子の償還に要する経費でございます。

次の3段目、4段目につきましては、平成7年政治解決時の一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費でございます。

5段目の特別貸付金につきましては、チッソからの返済が不足する額の一部について特別県債を発行し、チッソに貸し付けるものでございます。

5ページをお願いします。

1段目及び2段目は、特別県債の元金及び利子の償還に要する経費でございます。

3段目及び4段目は、平成22年水俣病特措法による救済のために発行した一時金県債の元金及び利子の償還に要する経費でございます。

す。

以上により、特別会計の合計として、27億3,441万円余を計上しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○原田水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

2段目の公害保健費でございますが、87億6,400万円余を計上しております。

右側の説明欄に主な事業を記載しております。

まず、1の公害被害者救済対策費の(1)水俣病関連情報発信支援事業は、水俣市など水俣病発生地域の市や町が行う情報発信の取組に対する補助でございます。

(2)環境・福祉モデル地域づくり推進事業は、水俣病犠牲者慰霊式やもやい祭りなどの取組に対する補助でございます。

次の2、水俣病患者保健福祉事業費は、水俣病認定患者の家庭を保健師が訪問し、療養指導を行うものでございます。

続いて、7ページをお願いいたします。

3の水俣病総合対策事業費の(1)胎児性・小児性水俣病患者等の地域生活支援事業は、外出支援や交流サロンなど、胎児性・小児性患者の方々の日常生活や社会参加の支援に要する経費でございます。

(2)水俣病総合対策費等扶助費は、水俣病被害者手帳を所持する方の医療費の支給などに要する経費でございます。

(3)水俣病発生地域リハビリテーション強化等支援事業は、水俣病発生地域におけますリハビリテーションの実施に対する補助でございます。

以上、水俣病保健課、合計88億4,900万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

説明資料の8ページをお願いいたします。

下の段の公害保健費でございます。1億7,100万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いいたします。

1の公害被害者救済対策費でございますが、(1)公害健康被害認定審査会は、審査会の運営に要する経費でございます。

(2)の水俣病認定検診費は、審査の前提となります疫学調査や検診に要する経費でございます。

(3)の争訟対策費は、水俣病関係の訴訟や行政不服審査請求に対応するための経費でございます。

次に、2の水俣病総合対策事業費でございますが、(1)の治療研究事業扶助費は、水俣病の認定申請後1年を経過した方で、一定の要件を満たす方に対しまして、認定または棄却決定までの間、医療費を支給する事業でございます。

資料の9ページをお願いいたします。

(2)の水俣病診療拠点設置・ネットワーク構築事業は、熊本大学と水俣・芦北地域の基幹病院等をネットワークで結び、大学の医師から専門的な助言、指導等を受けることができるようにする事業でございます。

水俣病審査課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○吉澤環境立県推進課長 環境立県推進課でございます。

資料の10ページをお願いします。

1段目の人件費の補足をさせていただきます。

特定財源欄に200万円余がございますが、これは、九州電力から企業版ふるさと納税として人員派遣と人件費見合いの寄附を受けておりますので、その寄附金でございます。

次に、2段目の計画調査費でございます。

1億6,000万円余を計上しております。

右側の説明欄をお願いします。

1に公営企業貸付金がございます。関連する項目がありますので、すみませんが13ページを御覧いただけますでしょうか。ここに、工業用水道事業会計繰出金というのがございます。併せて説明させていただきます。

まず、10ページの貸付金は、工業用水道事業の資金不足に対する資金手当てとしての貸付けでございます。

一方、13ページの繰出金は、元利償還金の一定割合や児童手当など、一般会計が負担すべきと整理された費用に対する補助でございます。こういう違いがございます。

10ページにお戻りください。

2の水資源開発調査費の(2)、新規の事業でございますけれども、雨水浸透施設促進事業でございます。

田畑が宅地化されますと、雨水等が地下に浸透せず河川へ流れ込み、結果、水位の上昇を招きます。

地下水浸透ますを設置すれば、地下水が保全され、併せて河川の流入が制限されますので、その涵養効果と設置するエリアの検証を行い、今後の設置推進につなげるための経費でございます。

次に、3の地下水保全対策費は、地下水保全条例の運用と地下水の使用削減、涵養対策等に要する経費でございます。

続きまして、11ページの公害対策費でございます。3億4,100万円余を計上しておりますが、右側の説明欄をお願いします。

2の(1)環境センター運営事業は、高圧受変電設備の改修のために1億円ほど増加しております。

4の環境立県推進費のうち、(1)有明海・八代海再生推進連携事業は、有明海、八代海の再生に向けて、県大や熊大、九大と連携して、河川の砂の海域への供給等について調査、検討を行っております。

おめくりいただきまして、12ページをお願いします。

(3)県民ゼロカーボン行動促進事業は、県民行動ブックと、こういうものを作りまして、CO₂削減に向けた具体的な行動や削減効果、また経済的メリットを見える化して、ホップ、ステップ、ジャンプと段階的に整理しておりますので、これを活用して県民運動の促進に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、(4)の2050くまもとゼロカーボン推進事業でございます。

まず、初期投資ゼロモデルとありますけれども、県南広域本部、芦北、球磨の両振興局、計3か所で事業者に駐車場を貸し付け、県の初期投資はゼロで太陽光設備を設置するなどの率先行動に取り組みます。

なお、他部局の予算でございますけれども、振興局等にはEVの電気自動車を導入して蓄電池として活用しまして、災害時には非常用電源として活用する予定にしております。

また、事業所のCO₂削減とありますけれども、九電や企業と連携して検討しまして、中小企業に対して、さらに横展開を図ってまいりたいと考えております。

続きまして、(5)球磨川流域ゼロカーボン先進地創出事業でございます。

球磨川流域をモデルに断熱リフォーム等を引き続き支援してまいりたいと考えております。

下段の公害規制費でございますけれども、170万円余を計上しております。

出前講座や水の作文など、水環境教育の推進に要する経費でございます。

環境立県推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

説明資料の14ページをお願いいたします。

まず、公害対策費といたしまして、1億3,700万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

右側の説明欄2の環境政策推進費を御覧ください。

(2)の環境影響評価審査費でございますが、これは、環境影響評価法及び熊本県環境影響評価条例に基づく環境アセスメントに係る審査手続に要する経費でございます。

(3)の流水ダム環境影響評価審査費は、川辺川に計画されております当該ダムに係る法と同等の環境アセスメント審査手続に要する経費でございます。

15ページをお願いいたします。

公害規制費といたしまして、2億600万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

まず、説明欄1の公害防止指導費でございます。

(1)の環境関係連絡調整費は、公害紛争調停及びタブレット端末からのモバイル接続機能などを追加して、公害台帳システムの整備等を行う経費でございます。

(3)の水質汚濁規制費は、工場事業場の立入検査や排水分析など、水質汚濁防止法に基づく監視、指導に要する経費でございます。

(4)の硝酸性窒素対策推進事業は、硝酸性窒素による地下水汚染対策を推進するため、硝酸性窒素濃度が環境基準値を超過している地域における調査及び令和5年度に予定しております県全体における削減計画の策定に向け、これまでに蓄積された調査結果のデータベース化等に要する経費でございます。

続きまして、16ページをお願いいたします。

説明欄の2、公害監視調査費でございます。

(1)大気汚染監視調査事業は、県内20か所に設置している測定局での光化学オキシダン

トなど大気汚染物質の常時監視等に要する経費でございます。

(2)環境放射能水準調査は、国の委託を受け、県庁をはじめ県内6か所に設置しておりますモニタリングポスト等による大気中の放射線量や農作物などの放射性物質の調査に要する経費でございます。

(5)水質環境監視事業及び(6)地下水質監視事業は、水質汚濁防止法に基づき作成しております公共用水域測定計画による公共用水域及び地下水の水質の常時監視等に要する経費でございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

(9)大気汚染常時監視測定局舎更新事業は、さきに16ページで御説明いたしました(1)大気汚染監視調査事業で使用しております測定局2か所の老朽化に伴う更新等に要する経費でございます。

続きまして、2段目、環境整備費といたしまして、2億2,300万円余を計上しております。

主な事業を御説明いたします。

説明欄の上水道費、(1)水道施設整備事業は、市町村等が実施する水道施設の耐震化など、水道施設整備に対する国の交付金助成等に要する経費でございます。

(2)水道広域化施設整備利子補給事業は、八代工業用水を上水道に転用して給水しております上天草・宇城水道企業団に対し企業債利子償還金を助成する事業でございます。

以上、総額で5億6,600万円余を計上しております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

説明資料の18ページをお願いいたします。

鳥獣保護費でございますが、1億3,300万円余を計上しております。

右側説明欄3の鳥獣保護対策事業費でございますが、(1)鳥獣保護対策事業費につきましては、猿、クリハラリスなどによる農林業や生活環境被害防止のため、市町村が行う有害鳥獣捕獲の経費補助に要する経費でございます。

(2)の特定鳥獣適正管理事業は、鹿による農林業被害防止や生態系保護のため、市町村が実施する鹿の捕獲に対する補助を行います。並びに、先ほど部長からの総括説明にもございましたが、鳥獣被害に対する効果的、継続的な対策には、狩猟免許取得者の中でも減少している銃猟者の確保、育成が急務であることから、新たに免許取得した方が実際の捕獲にスムーズに取り組むことができるよう、地元熟練ハンターによる射撃訓練場等での研修や鳥類の捕獲に必要な洗浄の訓練の技術研修を行うものでございます。

19ページをお願いいたします。

右側説明欄(3)の特定外来生物防除対策事業につきましては、アライグマ被害対策を行う市町村への支援や研修を行う経費でございます。

(4)の指定管理鳥獣捕獲等事業は、通常の捕獲が進まない奥地等を対象に、県が主体となり、鹿やイノシシの捕獲事業を行う経費でございます。

2段目、自然保護費でございますが、5,400万円余を計上しております。

1ページめくっていただいて、20ページをお願いいたします。

右側説明欄3の自然環境保全対策事業費は、自然環境保全地域での保全対策や希少野生動植物の保護対策を行う経費でございます。

(4)の生物多様性普及啓発事業は、県で作成しております生物多様性くまもと戦略の改定を行うものでございます。

21ページをお願いいたします。

観光費でございますが、4億7,500万円余

を計上しております。

説明欄2、(2)自然公園等施設リニューアル事業は、自然公園内の県有施設の維持活用のための整備を行うもので、登山道の整備やトイレの撤去、また球磨川流域の復旧、復興に資するため、今年度実施しました九州自然歩道利活用のための調査を踏まえたツアーの造成等を計画しております。

(3)の国立公園における国際化・老朽化対策等整備交付金事業は、自然公園施設の整備を行うものですが、先ほど説明いたしました九州自然歩道利活用のための調査を踏まえた施設等の整備や市町村が実施する施設整備に要する助成を行います。

22ページをお願いします。

説明欄(4)の国立公園満喫プロジェクト推進事業は、阿蘇くじゅう国立公園の歩道改修やトイレ施設の整備等、また、雲仙天草国立公園においては、ビジターセンターの整備や歩道整備等、併せて両国立公園で市町村が実施する施設整備に対する助成を計画しております。

以上、自然保護課は、総額6億6,300万円余を計上しております。御審議のほどよろしくをお願いします。

○小原循環社会推進課長 循環社会推進課でございます。

説明資料、続いて、23ページをお願いいたします。

2段目の環境整備費として、5億5,149万円をお願いしております。

右側説明欄をお願いします。

1、一般廃棄物等対策費4億305万円余の主なものとして、(1)海岸漂着物対策推進事業は、海岸漂着物の発生抑制対策や回収、処理を行う市や町に助成を行うものです。

(2)は、災害廃棄物処理基金補助事業です。令和2年7月豪雨により発生した災害廃棄物の処理を行う市町村に対して、国からの

補助金を基金に積み立てた上で助成を行うものでございます。

(3)は、海洋プラスチックごみ対策事業です。プラスチックごみの排出を抑制するための啓発などに加え、リサイクル推進のため市町村の取組を支援いたします。

おめくりいただいて、24ページをお願いいたします。

2、産業廃棄物対策費9,858万円余の主なものとして、(1)不法投棄等防止対策事業は、不法投棄防止のための巡回指導等に要する経費です。

(2)のリサイクル製品等利用促進事業は、リサイクル製品の認証を行い、またリサイクル関係の施設整備などに対して助成を行うものです。

1つ飛びまして、3、産業廃棄物等特別対策事業費1,605万円余の主なものとして、(1)ごみゼロ県民運動推進事業は、廃棄物の削減に向けた周知啓発等に要する経費です。

25ページをお願いいたします。

4、産業廃棄物税基金積立金の3,380万円余は、産業廃棄物税基金に預金利子や公共関係整備貸付金、エコアくまもと分ですが、この償還額を積み立てるものでございます。

これらの事業によりまして、ページ一番下の左側ですが、総額7億4,491万円余を計上しております。

循環社会推進課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

資料、26ページをお願いいたします。

下段の交通安全対策促進費といたしまして、9,579万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、1の交通安全総合対策費の(1)高齢運転者安全運転支援装置等設置推進事業8,084万円余は、高齢運転者の安全運転を支援するため、アクセルとブレ

ーキの踏み間違いを防止する装置とドライブレコーダーの設置に対する助成を、新規事業として行う経費でございます。

また、(2)交通安全特別啓発事業608万円余については、令和3年3月の熊本県の交通安全水準のさらなる向上に関する宣言決議で示されました飲酒運転の根絶と自転車の安全利用の徹底の広報啓発を、新規事業として行う経費でございます。

27ページをお願いいたします。

上段の諸費でございますが、社会参加活動推進費といたしまして、3,654万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(2)の犯罪被害者等支援推進事業3,549万円余は、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの運営、広報のほか、犯罪被害者等への見舞金制度等に要する経費でございます。

28ページをお願いします。

青少年育成費といたしまして、769万円余を計上しております。

主な事業といたしまして、(5)のグローバルジュニアドリーム事業556万円余は、小中学生等を台湾へ派遣し、交流活動を通してグローバル社会に視野を向けた育成を図るものでございます。

29ページをお願いします。

農業総務費は、地域食品振興対策費といたしまして、1,840万円を計上しております。

(3)の食品検査体制整備事業1,611万円余は、食品の残留農薬等の検査を行う際に使用する検査機器のリース料等の経費でございます。

以上、合計2億7,760万円余をお願いしております。

次に、条例関係について御説明いたします。

議案第69号、熊本県少年保護育成条例の一部を改正する条例の制定についてですが、内容につきましては、36ページの条例(案)の

概要で説明させていただきます。

まず、1の条例改正の趣旨でございますが、これまで婚姻開始年齢は、男性は18歳から、女性は16歳からとされていましたが、令和4年4月1日の改正民法施行により、男女とも18歳からとなります。これに伴い、条例にある婚姻女性に関する規定の削除を行うものでございます。あわせて、その他規定の整理を行うものでございます。

次に、2の改正の内容でございますが、条例にある少年の定義から婚姻した女性を除くという規定を削除するとともに、その他規定の整理をしております。

条例の施行日につきましては、民法改正に伴う改正は4月1日とし、文言修正の改正は公布の日を予定しております。

最後に、民法改正に伴う改正につきましては、附則で経過措置を設けており、16歳から17歳で婚姻している女性は、条例改正前と同じく、少年の定義から除くものとしております。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

予算説明資料にお戻りいただきまして、30ページをお願いいたします。

消費者行政推進費といたしまして、2億400万円余を計上しております。

右の説明欄をお願いいたします。

2の消費者行政推進費の主な事業といたしまして、まず(1)は新規事業でございます。今年度末策定予定の県食品ロス削減推進計画に基づき、広報啓発や消費者教育等を通して、県内の食品ロス削減を図るための経費でございます。

次に、(2)の消費者行政推進対策事業は、消費生活審議会の運営や事業者の行政指導等に要する経費でございます。

次に、(3)の地方消費者行政推進事業は、県消費生活センターや市町村の消費生活相談窓口の強化を図るため、相談員のスキルアップや相談対応の連携、市町村への補助等に要する経費でございます。

次に、(4)の消費者自立のための生活再生総合支援事業は、感染症拡大による経済的な課題をはじめ、生活再生の支援が必要な方に対し、債務整理から家計管理指導、生活資金の貸付けまでの一貫した支援に要する経費でございます。これは、コロナ対策分としてお願いしております。

次に、資料の31ページをお願いします。

(5)の災害関連消費生活相談機能強化事業は、消費生活相談会の開催など、相談窓口の強化等に要する経費でございます。同じく、コロナ対策分としてお願いしております。

続きまして、3の消費生活センター費は、県消費生活センターでの相談対応や商品テスト等に要する経費でございます。

消費生活課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○木村男女参画・協働推進課長 男女参画・協働推進課でございます。

説明資料、32ページ2段目、諸費の右側説明欄をお願いします。

社会参加活動推進費819万円余は、NPO法人の認定等に要する経費のほか、地方創生の担い手として意欲的に活動するNPO法人に、運営面で伴走型の支援を行うものです。

3段目の社会福祉総務費では、1億6,900万円余をお願いしております。

右側説明欄を御覧ください。

2の社会福祉諸費は、くまもと県民交流館パレアの指定管理委託料、ビル管理組合負担金など維持管理、運営に要する経費でございます。

3の男女共同参画推進事業費は、県計画に基づき、男女共同参画を総合的かつ計画的に

進める事業費です。

主な事業を御説明します。

33ページ、(3)のくまもとの女性活躍促進事業では、新たに企業や行政等の役員、管理職や研究者など様々な分野で活躍する女性を若い女性たちが将来像を思い描く際の参考となるロールモデルとして発信する取組を、蒲島知事がリーダーを務める九州知事会のプロジェクトとして行います。

(5)の男女共同参画政策企画事業は、本県の若年女性の転出超過数が男性を上回ることから、都市圏への転出者等へのアンケート調査等による要因分析を実施し、女性目線での移住、定住推進に有効な施策立案につなげるものです。

以上、総額1億9,770万円余をお願いしております。

男女参画・協働推進課は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○鈴人権同和政策課長 人権同和政策課でございます。

資料は、34ページをお願いいたします。

まず、上段の諸費でございます。1億630万円余をお願いしております。

一番右の説明欄をお願いいたします。

2、人権啓発推進費につきまして、5,939万円余をお願いしております。

主な事業といたしまして、(1)人権啓発活動市町村委託事業、これは、市町村が行う人権啓発活動を支援する経費でございます。

(2)広報・啓発事業、これは、当課が行う広報、啓発事業に要する経費でございます。

続きまして、下段の社会福祉総務費でございます。2億684万円余をお願いしております。

一番右の説明欄をお願いします。

2、地方改善事業費につきまして、1億5,811万円余をお願いしております。

内訳といたしまして、(1)地方改善事業費、これは、市町村が設置、運営する隣保館事業を支援する経費でございます。

(2)人権問題連携調整費、これは、行政や関係団体等と連携した啓発活動に関する経費でございます。

以上、合計3億1,314万円余をお願いしております。御審議のほどよろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はありませんか。

○城下広作委員 まず10ページ。新規事業で、雨水浸透施設促進事業とあります。

これは、設置のエリア等も、今現在やっているところの検証なのか、今後またどこをするかということを検証するようなことなのかはつきり教えてもらいたいということと、続いて、その下に地下水保全対策費とありますけれども、今回T SMCが進出します。その本体自体も相当地下水を使うというのは、それは分かっております。

関連する企業も熊本に結構来ますけれども、それ以外の企業も地下水の、いわゆる採取許可の申請を出すような流れだと思う。今現在、何か所ぐらい、何企業来ているのか、どの程度の地下水採取の許可を出しているのかということが分かれば教えてください。

あわせて、14ページにも地下水保全対策費という、この事業も、もともとずっと審議会もあります。今後こうやって企業がいろいろ地下水をすると、どうやって皆さんに節約し

てもらおう、有効に使ってもらおう、また、それをどうやって涵養していくかというようなことを、その都度県はしっかり指導しなければいけないと思うけれども、これの考え方をまとめて、もしあるならば教えてください。

○吉澤環境立県推進課長 では、まず地下水涵養ますの事業について御説明させていただきます。

まず、エリアですけれども、基本的には地下水の今保全区域を考えております。今でも地下水財団等からの支援の事業はございますけれども、なかなか推進していないというのが実情でございます。

それで、今回どれだけ効果があるのかということ、それと、エリアの部分につきましては、例えば、崖地とかであると、それを設置したことでより危険性を増すと、あと地下水の水位が高いところに設置すると、逆に影響を及ぼすというようなところがありますので、どちらかというところ、そういうあまりよくない場所、それとどこが効果的か、そういうようなエリア分けというものをさせていただければと考えております。

そういうような、効果とよくないところの見える化をして、推進してまいりたいという考えでございます。

続きまして、TSMCの関係で、企業の許可とか今どれだけ出しているのかという質問についてでございます。

今地下水の許可は、約1,000件出しております。ただ、それが私も手元でどれが企業分なのか、どれが農業分なのかという区分けというのは、私、今数字を手元に持ちませんので、その辺り分かりましたら、また御説明させていただければと思います。

相談があっている件数とかにつきましては、TSMCの関係で相談はあっております。その関係で、どうやって保全していくかということについて、併せて御説明させてい

ただきますと、まずはソニーが合弁会社としてされるということですので、ソニーさんが今取っていただいている水源涵養の取組、これについては同等以上の取組をお願いしたいということ、まずお願いしております。

例えば、場内の地下水浸透というのは、外に出すことなく、全て地下に浸透してもらおう。それと、ソニーさんであれば白川中流域での灌水事業に取り組んでいただいております。今自社で利用しているものよりも多い、計算上は、地下水涵養に取り組んでおられるというような実績があると聞いております。そういうソニーさん以上の取組というようなものをお願いしたいということで、強く申入れをさせていただいているところでございます。

また、そのほかの企業等の今後進出も予想されるところでございますので、同じくできるだけの地下水涵養また節水、それと自社等での涵養、そういったものを引き続き要請してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○城下広作委員 さっきの宣言というのは、今まであっている宣言、それとも新規での宣言ということは、これはないですね。

○吉澤環境立県推進課長 今まであっている宣言でございます。

○城下広作委員 地下水の申請は箱を建ててからじゃないと、今の段階でこういう工事をしようとするときに、先にボーリングする、順番的に先に申請するから、今大体必要とするところは母家が建つ前に申請しますもんね。だから、多分そういう段階で、もうそろそろ申請をするところが結構出てきますので、どのくらいかということをよくよく気に留めていただいて、そしてまた、申請するなら、とにかく大事に使うということは最初に

言っておかないとなかなか難しい。ただだからという感覚ではちょっと熊本は困ると。

それと雨水ますの分は、基本的には菊陽台地、菊陽町とか大津とか、こういうところが熊本市の地下水の涵養ということで推進をしていたんだけど、なかなか設置をしないと、広がらないということで、結構住宅地になるけれども、これはしっかりと雨水がそのまま浸透ますに行くと、少しでも行くような場所というのは、もし大体分かっていたら積極的に各町村にも言うべきではないかなというふうに思います。

それは、もうそれで結構です。

それともう1点、30ページ、新規で食品ロスの削減推進事業とあって、啓発に頑張りますと言ったんだけど、もう一つ、消費者教育と言うんですけども、当然、我々も消費者なんですけれども、食品ロスというのは、みんな食べ物を残す残さぬというのは、一般の方はたくさんあって、こういう幅広い人たちをどういう形で消費者に教育というか、コマーシャルとか広告だけとかいうんじゃないくて、具体的に何か効果的なものを考えているのか、この辺の考えを教えてください。

○福永消費生活課長 ただいまの消費者教育ですけれども、食品ロスに関しては、例えば、今小学校、中学校、高校にも家庭科等を通して広く行われておりますけれども、お金の使い方であったり、無駄なものを買わないとか、そういったことを教育のほうでもやっておりますので、そういうことを積み重ねながら消費者教育としてやっていきたいと思っております。

○城下広作委員 学校現場では、教育は非常に、子供さんたちには早くから言うの大分言うことを聞くけれども、問題は大人ですよ。なかなか我々も含めて、我々がそういう

感覚になるかというのは、よほどしっかり違う形で教育しないと、なかなかみんな受け入れられないんじゃないかとか、やっぱりできないんじゃないかという……。

これはちょっと知恵を使って頑張ってくださいという要望でよろしいです。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 まず14ページですね、環境保全課ですけれども、7月豪雨分で流水ダムの環境影響評価審査費というのがございますが、現在までに、これどのくらい回数を重ねて審査をやられてきているのかということをちょっと教えていただきたいと思います。

○西村環境保全課長 これ国のほうで、先日3月9日、第3回目の流水型ダム環境保全対策検討委員会というものがございました。その前、昨年12月14日に第2回目が開催されております。

その第2回目で、法律で言うところの配慮書に相当する環境配慮レポート案というのが示されております。その中でいろいろな意見が出まして、先日の3月9日の第3回の検討委員会で修正案が示されております。

その中では、特に委員からの意見はなかったというようなことで、その修正案がすぐ県のほうに提出されるのではないかとというふうに考えております。

○鎌田聡委員 では、その修正案が出てきて、その後、非常に予算的にちょっと少ないなというふうな見方をしているんですけども、これからまだ何回かこれ重ねていくんですよね。どういう……今後のスケジュールとこのをちょっと教えていただきたいと思います。

○西村環境保全課長 今後のスケジュールと

しましては、配慮レポートが提出された後で審査会、条例で言いますと熊本県環境影響審査会というのがございますが、この川辺川ダムの流水型ダムにつきましては、法と同等のということで、法律に基づくものではございません。それで、新たにこの流水型ダムに係る審査会を設けまして、法と同じような手続をもって審査していくようになります。

今回この予算に上げております分につきましては、会の運営費、例えば、委員さんたちの報酬であったり、視察の旅費であったり、その分がほとんどでございます。

○鎌田聡委員 かなり少ないなと、額的に。これから視察とか重ねていかれるのであれば、もう少しかかるんじゃないかなというように見方をしていましたので、多分、まあまあこれで収めていかれるのか分かりませんが、いずれにしても、今検討委員会から今度審査会に移っていくということではないですかね。

○西村環境保全課長 まだ国の正式なスケジュールが発表されていませんが、今後配慮レポートが提出された後に、県でそういう審査会を開きまして、いろいろ審査していくということになります。

○鎌田聡委員 法と同等のということでやられますので、一応ダムの概略は出てきましたけれども正式なものがどうか分かりませんので、これからの対応と思っておりますので、しっかりとその辺の審査をやっていただくように要望いたしておきます。

それと8ページ、水俣病審査課にお尋ねします。

水俣病総合対策事業費ですね、治療研究事業扶助費3,100万ですか、今認定申請後1年経過した、審査が終わってない人たちですよ、1年経過をした人がどのくらいいて、そ

の人数と何年ぐらい待たされているのか、それちょっと教えてもらっていいですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

まず1点目の、この治療研究事業の対象の方がどれくらいいらっしゃるのかということでございますが、令和4年2月末現在で手帳の交付者の方は170人いらっしゃいます。

あと2点目でございますけれども、どれくらい審査にかかっているかというふうな御質問でございますけれども、現在、令和4年2月末時点で、申請者の方が360人今いらっしゃる状況でございます。

現在の進め方としましては、1つは新型コロナウイルスの影響がございまして、以前のように、なかなか自宅に伺ったりというのが、感染の状況を見極めながら進めておりますので、以前のようなスピード感ではなかなかできていないところではあるんですけども、現在この方々が非常に、すぐに検診に応じていただける方、あとは申請者の個々の事情の中でなかなか検診に応じていただけない方もいらっしゃる状況でございます。

検診に応じていただけない方が、大体、現在全体の約4割ほどいらっしゃいまして、360人中、ある程度速やかに審査まで進めていける方たちと、あとはなかなか検診に応じていただけない方もいらっしゃいますので、非常に差があるというのが現状でございます。

その方たちに関しましては、それぞれの自宅訪問や文書などで連絡を取らせていただきまして、その理由をお一人お一人確認いたしまして、可能な限り疫学調査や検診に応じていただけるように、しっかりと調整を重ねて粘り強く進めているところでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員 では、この対象者が、1年以

上が170人ということですよ。

○枝國水俣病審査課長 はい。

○鎌田聡委員 そこで、長い人で何年ぐらいですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

10年以上の方ということですか。——10年以上の方が、現在10名いらっしゃいます。

○鎌田聡委員 かなり、やっぱり待たされているというか、表現は分かりませんが、先ほどの話でいくと、その検診に応じていただけない人が4割ぐらいいらっしゃるということで、これはどういう理由で応じてもらえないんですか。

○枝國水俣病審査課長 水俣病審査課でございます。

これまで文書ですとか、先ほど申し上げました自宅訪問などを繰り返しながら、個々の理由をお尋ねしておりますけれども、大体、理由としては、例えば体調不良のため今は外出したくないということですか、仕事のために忙しくて都合がつかないというのがほとんどの理由でございます。何回も何回も、今回どうでしょうかということを御案内しながら丁寧に進めている状況でございますが、理由として申請者の方がおっしゃるのは、今申し上げましたような理由がほとんどでございます。

以上でございます。

○鎌田聡委員、はい、分かりました。

御苦労も県としてはいろいろされていると思いますけれども、いずれにしても、かなりの年月ずっと待たされているのかどうか分かりませんが、そういう方々も

いらっしゃると思いますので、丁寧かつまたいろいろな対応も、かなり年齢も上がっている方が多いと思いますから、しっかりと対応していただきますようお願いをしておきます。

もう1件。

○松村秀逸委員長 どうぞ。

○鎌田聡委員 26ページ、くらしの安全推進課ですね。

新規事業で、高齢運転者の安全運転装置の設置推進事業ということで出ておりますけれども、非常にやっぱり高齢者の事故防止ということでありがたい制度でございますけれども、これまでも取組をされてきたと思いますけれども、これまで何台ぐらい取り付けてこられて、今回、新しい予算では何台ぐらい見込んでおられるのかを教えて……それと、高齢者というのは何歳からになるのか教えていただきたいと思います。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

まず、今年度やっておりました事業について御説明いたします。

今年度、県が交通安全推進連盟と連携しまして、ドライブレコーダーの設置事業を実施いたしました。これは、700万円ほどの予算を使いまして、700台程度の車両にドライブレコーダーを設置しようという事業でありました。ドライブレコーダー1台当たり1万円の補助をつける、65歳以上の方が運転する車に設置する場合に1万円の補助をとということです。2月末で事業が終了いたしました。

その設置率といいますのが88.3%ということで、残念ながら100%になりませんでした。その理由といたしましては、設置の協力事業者というのを募集したんですが、の中には新車を扱うディーラーなどもございました。ディーラー等は、新車販売の際にドライ

ブレイクを設置するという事を考えておられたんですが、この半導体不足の影響等もございまして、新車の納期が予定どおり行われなかったということで設置が伸びなかったということになります。

次に、来年度の事業につきまして説明しますが、来年度は、ドライブレコーダーとともに踏み間違い防止装置、この2種類の補助を実施いたします。

2か年計画でやるんですが、取りあえずの4年度につきましては、どちらも2,500台ずつということで予算を計上しております。

5年度につきましては、その4年度の実施状況を勘案しまして、また要求をしていきたいというように考えているところです。

委員から御質問のございました、今どのくらいの車に取り付け、設置がされているのかという数字については、出していたんですが今ちょっと手元にありませんので、また後ほど御報告に上がりたいと思います。

以上です。

○鎌田聡委員 これまでの事業も非常に申込みがいっぱいということでおりますし、新年度の事業にも期待が大変大きいというふうに思っております。あとは、心配しますと、半導体の話ありましたけれども、こういった機器の、あと品不足とか、そういったものもちょっと心配をしておりますけれども、いずれにいたしましても、2年計画でやられるということでございますので、しっかりと対応していただいて、これが本当に高齢者の事故防止につながるように、寄与できる事業だと思っておりますから、しっかりと頑張ってくださいと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○松田三郎委員 説明資料、18ページだと思

います。前田課長の御説明がありましたが、その冒頭の部長の総括説明でも、2ページの中段ぐらいに射撃研修等による云々というのが、これ銃猟者と読む……。

○前田自然保護課長 はい。

○松田三郎委員 銃猟者の確保、育成と書いてある。これに対応するのが、さっきの18ページの説明資料の3の(2)の最後、銃猟者の担い手育成云々。確かにもうここ数年、有害鳥獣の駆除は、大分国も県も力を入れて、重要な問題であるという認識をいただいているようでございます。

一方、狩猟の免許を持っている方がだんだん高齢化して、そして少なくなってという状況の中で、免許を取っても確かにすぐ明るる日からどんどん撃って物になるかということ、その練習なり研修が必要なんだろう、だから当然もうちょっと早くてもよかったかなと思いますが、これ別にマル新と書いてないので、対象、メニューをここの事業で増やしたということなのかどうか1点と、もう1回簡潔に、射撃場でどうのこうのというお話でしたけれども、説明していただければと思います。

○前田自然保護課長 松田委員がおっしゃった1点目につきましては、この(2)の事業を膨らませたといったところでございます。

2点目でございますけれども、射撃場等での訓練というのは、県内にも御船、城南のほうにございますけれども、そういったクレー射撃をやっている、散弾銃であるとか、あと福岡とか佐賀にございます射撃訓練場に行つて、ベテランの人に教えてもらう、新しく免許を取られる方が教えてもらおうと、そういったことを考えております。

○松田三郎委員 これ、初めてですよ、来

年度から当初予算で、県外の射撃場でもオーケーということ。今の話。

○前田自然保護課長 自然保護課でございます。

県内の射撃場は散弾銃ということでございまして、それで県外の射撃場はライフル銃とかいうことで、自由に対応できるようにしていきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 分かりました。

関連して、以前も何回かお聞きしたと思いますけれども、ここで言うなら、次のページにまたがりましてけれども、3の中の(1)、(2)、(3)、(4)、たしか、この主体が違うとか、あるいは対象が違うとか、簡潔な説明ですけれども、これ市町村なのか県なのか、あるいは相手、相手というか対象が鹿、アライグマ、日本鹿、イノシシ等々と書いてありますが、これはあれですか、我々が思うほど簡単じゃないかもしれませんし、補助のメニュー云々があるかもしれませんが、何かこう統合して、大きなとは言いませんが、ざっくりしたような制度にはできないのかなと単純に思いますけれども、できない理由があればちょっと教えていただきたい。今の意図分かりますか、質問の。1から4番を何かざくっと、対象をこう挙げて、県か市町村がする場合はこれの事業でいきます、これはさっきの射撃場での練習も含みますとか、そういったメニューにはできないのかなと思っております。

○前田自然保護課長 委員が今おっしゃったように、たまたま(1)から(4)に分かれているのは分かりにくいとおっしゃるのは重々分かります。

国の補助が付いたり単県であったり、あと水森税で使ったりとか様々でございますので、ちょっと分かりやすいようにメニューを

県民の皆さんに理解できるように工夫はしてまいりたいと思っております。事業をどうまとめるかについては、今後また検討させていただきたいというふうに思っております。

○松田三郎委員 予算上の都合なり内部でいろいろあるかと思いますが、困っていらっしゃる住民あるいはその主体となる一部ですね、市町村からすると何でも、鹿でもイノシシでも、アライグマでも助成してもらえばよかたいというような、ざっくりした御要望でしょうから、できるだけ内部の事情はあるとはいえ、それに合ったような事業を再編して統合してもらいたいというのが要望でございます。

もう1点ようございますか。

○松田三郎委員 部長にまた改めてお伺いしますけれども、アサリの産地偽装、冒頭御説明がありました。

報道等によりますと、おとといの特別委員会でもかなり白熱したようでございますし、恐らく隣の農林水産委員会でも、この問題の議論があっているんだと思います。

部長の説明にありました1ページのやや下段の食品表示法を所管すると、これ実際書いてあるような立入検査とか、いわゆる取締りというのは、くらしの安全推進課になるわけですか。

それだったら、やっぱりこれだけ全国的に注目をされておりますので、一定の、課長たちに武器を与える必要がある。武器って、物騒な物理的な武器じゃなくてですね。それがDNA検査等々でもある、いわゆる長いところルール、これは前回もちょっと質問したと思いますが、これ部長どうですか。一昨日の特別委員会で大分要望があっているようですが、約2か月の出荷停止をかける期間中に、我々はやっぱり消費者庁をはじめ、国のほうも重大な案件だということを十分認識

していただいていると思っておりますので、この間に、前日も言いましたが、知事の、県の要望とすると、長いところルール適用のアサリに関して除外してほしいということで、ほかへの影響というのもあまり考えなくていいのかなという……だから簡単に外しますとはいかないにしても、2か月考えてもらうなら、その間に結論は出るんだろうと思っておりますけれども、部長にちょっとお伺いしたい。何か意外と難航しているというような話も聞こえてきますので、可能ならば、今どういう点がちょっと認識が違うとか、除外するハードルになっているというのが、話せる範囲で結構でございますし、2か月後には適用が除外になっていると思っておりますけれども、その辺の見込みを含めて、言える範囲でももちろん結構でございますけれども、教えていただきたい。

○藤本環境生活部長 この御質問は、松田委員には何回も御質問いただいて、その時点での答弁をさせていただいております。

前日も答弁いたしましたけれども、アサリのほかにもいろんな産物があるとか、特に水産物で言えば同じ貝類があるとか、そんなところの影響も検討されているというふうに申したと思います。

現在、消費者庁が水産庁とも一緒になって調整をされているというふうに聞いております。

私も何度も訪ねておりますけれども、今回その外国産のアサリが輸入されて、それでその長いところルールを悪用して、熊本県産として出されているということなんですけれども、アサリについては、実は国内で、国内間の移動があると。例えば、愛知県のアサリをよその県に移して養殖しているとか、そういった例も実例的にはあるそうです。

そうなってくると、外国産アサリだけではなくて、国内のそういった実態にも配慮しな

がらしないといけないというようなこともあって、検討が続いているというようなことを伺っております。

そういうことで、ちょっと時間がかかっておりますが、2点目のその2か月後の見込みですけれども、前日も申し上げましたけれども、私どもは強く、蒲島知事が先頭に立って出荷停止宣言をして、この2か月間のうちに、その偽装のアサリを一掃して、その間に私どものほうで本物のアサリを出す仕組みをつくって、その後にはしっかり取り締まるというような組立てで御要望していますので、国もそこは十分理解しております。

ただ、法令とかになりますと、ちょっと時間がかかりますので、短期間でできることはしっかり取り組むというふうに伺っておりますので、2か月後にはきちんとした対応ができるものというふうに考えております。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

実際の現場で調査とか取り締まる課員の方も、曖昧なままでは、例えば分かるにしても、今度はいろいろ調査して時間がかかるといのは、非常に負担も大きいでしょうから、ぜひ2か月とは言わず、部長も3月をもって御退職の予定のようでございますので、何とか部長が部長でいらっしゃる間にでもそうであればいいなど。引き続き粘り強い交渉をお願いして、要望としたいと思います。

以上です。

○城下広作委員 ちょっといいですか、その関連で。

後の報告で言おうかなと思っていたんですけれども、ちょっと確認です。その長いところルールで、例えば中国産のそのアサリを蓄養という形で仮置きしたときに、それは、例えば何か月ぐらい生息できるのか、全部1年、2年と生息が可能なのか、それとも環境が違って育たないのか、そのことによって仮

に育たないとなれば、長いところルールというのは基本的に無理になるということで、あり得ないという話になるわけですね。だから、そういうデータとかいうのはあるのか。

たまたま昨日のニュースなど報道では、ある業者の名前は出ているけれども、いやいや長いところルールでちゃんと従っていたと。そしてもともと、向こうから育成した期間をこちらで私は蓄養して置いていたんだと、だから問題ないという話になると、それは長いところルールはちゃんと守っていたというような言い方みたいに聞こえたから、現実には中国とか韓国産とかを熊本の海に置いて生息するものなのか、何か月もと。こういう検証がないと、なかなか長いところルールでどうだこうだという話は難しいんじゃないかと思う。これは、どういうふうになっているのか、分かっている範囲で。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課でございます。

学者、有識者の話としまして、一例としてですが、熊本の海では夏を越せないというような話がございます。私どもとしても、それが事実に近い話じゃないかなというように思います。

知事が視察をされた岱明の蓄養場、ここも岸に極めて近い場所が蓄養場となっていたと。そういったところでは、干潟になる時間が長いものですから、夏の高温にとってもアサリが耐えられずに死滅してしまうというようなことのようにです。

委員が言われた一昨日の業者につきましては、私たち県が指示、公表しましたが、本人が言うには、原産地、輸出国からの生育証明書なんてもらえないんですよと、ないんですよという言われ方です。

それで、本人が何をもちってその生育年数を判断していたかといいますと、アサリの年輪だとか模様だとか、あるいは生育の水域、こ

ういうのを総合的に判断して生育期間を考えていましたという言い方でした。

しかし、記録がないことには私たちはその真実性を確かめるすべはなかったものですから、やはり一般的な話として、原産国での生育期間、1年以上はたっているだろうということに基づき、県内での蓄養期間が短いにもかかわらず事実と異なる表示をしたということを確認しまして、指示という処分をさせていただきました。

○城下広作委員、いずれにしても、アサリの科学的検証、正しい部分で、熊本で実際にどのくらい成長できるのか。手前では駄目だったけれども、沖だったら1年間大丈夫なのよというのがあるのかどうなのか、その辺のことは、科学的データとしてつかんでおく必要があるんですね。そうじゃないと、長いところルールがいいとか悪いとかという話の、そもそも根拠がなくなるから、これはちょっと今後考えておくべきかなというふうに思います。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 いいですね。

○鎌田聡委員 すみません、関連で、ちょっと予算の関係で言いますと、29ページなんですよね、くらしの安全推進課の食品表示関係のやつですね。

前回の補正でアサリの関係の予算は組んでありますから、それで対応されると思いますけれども、やはりアサリだけじゃなくて、これからのやっぱり食品表示の関係に対して徹底して取組をしていくということになっていきますが、これで予算だけ見ると前年度より下がっているから、その辺の決意がちょっと見えづらいなというふうに思います。やっぱり徹底して、アサリの方は別枠であると思えますけれども、それ以外の食品表示に対して

の、県のこれからのですね、やっぱり許さないということであるのならば、その巡回指導あたりももう少し徹底しなければならないと思いますけれども、ちょっとこの辺に対してどうお考えか、コメントを聞きたいと思いたすけれども。

○田元くらしの安全推進課長 今委員がおっしゃられたように、この4年度当初予算の表を見ますと、14万円ほど下がっているというように見えますが、2月補正で要求させていただいた内容、この大半につきまして繰越明許をお願いしております。それを合わせますと、前年よりも増額というように見えるところです。

検査の体制につきましても、来年度は会計年度任用職員を2名新たに採用ということだったり、検査費用あるいは検体数を検査に出す費用だとか、あるいはそれを買取りに行く費用だとか、実際2月1日の偽装110番電話を設置した以降、県外で販売されていた熊本県産アサリを実際には買取りに数件行っております。そういった費用とか、立入検査を含めて体制についても充実していったというように思うところです。

以上です。

○鎌田聡委員 別枠で予算を取れている、この前のやつですね、それは理解しますが。ただ、やっぱりこれまで以上の対応をやっていかなければ、今回私も、代表質問を申し上げましたけれども、やっぱり県として見落としてきた部分があったわけですね。そういったものに対して即応して対応していく、まあ限界はあると思いますけれども、きちんとやっぱり対応していくということであるならば、ただ金目の問題だけじゃないと思いますけれども、やっぱりこの体制をちょっと強化をしなければならないと思いますので、そういう意味において、今回この分とそ

の繰り越した部分で頑張っていられると思いますけれども、今後の課題として、持っていき方として、アサリだけでなく、県産ブランド含めまして全部、そういった偽装表示を許さないという体制をきちんとつくっていただくような予算組みをお願いしておきますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思いたす。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

○西村環境保全課長 環境保全課でございます。

先ほど鎌田委員からの質問で、流水ダムの予算が少ないんじゃないかという質問がございました。それに対する補足説明をよろしいでしょうか。

○松村秀逸委員長 はい、どうぞ。

○西村環境保全課長 アセス制度というのは、4段階に分かれております。

まず、一番最初が配慮書、法で言う配慮書、それと2番目が方法書、3番目が準備書、最後が評価書というような4つのステップとなっております。

この中で、一番最初に出てくる準備書と方法書についての予算を令和4年度の予算で組んでいるところでございます。

調査自体は国が行いますので、その調査費というものはこの中には含まれず、国が行った調査結果を県が審査をするというようなところで、委員の皆様の審査費用といいますが報償費が主になりますけれども、そういう予算立てになっております。

以上です。ありがとうございました。

○鎌田聡委員 分かりました。

○松村秀逸委員長 ほかにございませんか。

——ほかに質疑がなければ、以上で質疑を終了します。

それでは、説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

再開は、11時25分からいたします。

午前11時19分休憩

午前11時24分開議

○松村秀逸委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。質疑については、執行部の説明を求めた後に、一括して受けたいと思います。

説明については、商工労働部、観光戦略部、企業局、労働委員会の順で説明をお願いします。

なお、執行部の説明は、効率よく進めるために、着座のまま簡潔にお願いします。

また、本日の委員会はインターネット中継を行っておりますので、委員並びに執行部におかれましては、発言内容が聞き取りやすいように、マイクに向かって明瞭に発言いただきますようお願いいたします。

それでは、初めに商工労働部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、三輪商工労働部長。

○三輪商工労働部長 商工労働部でございます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、新型コロナウイルス感染症への対応及び企業誘致の状況につきまして、概略を申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきましては、年明け以降の急激な感染拡大を受け、1月21日に本県に適用されましたまん延防止等重点措置について、今年4日にその期間を21日まで再延長することが決定されまし

た。

これに伴いまして、飲食店に対する営業時間短縮要請などの対策を継続していますが、事業者の皆様には、さらに長い期間御負担をおかけすることになります。商工労働部では、経済的な影響を受けている事業者の皆様方の痛みを最小化するため、飲食店に対する時短要請協力金に加え、幅広い業種を対象とする県独自の事業復活おうえん給付金により、事業者の事業継続を支援してまいります。

今後とも新型コロナウイルス感染症に関する状況を注視しながら、商工団体と連携して地域経済の維持と早期回復に向けた取組を着実に進めてまいります。

次に、企業誘致の状況についてでございます。

コロナ禍の中ではございますが、令和3年度の立地協定の件数は、本日現在で48件となっており、過去最高を記録しております。

業績が好調な半導体関連企業をはじめ、コロナ禍にあつて、地方への拠点の設置に積極的なIT関連企業の立地が進みました。

引き続き、市町村と連携の下、選ばれる熊本をモットーに本県の魅力をしっかりとアピールし、さらなる立地の促進に向けて全力で取り組んでまいります。

それでは、商工労働部の議案の概要について御説明申し上げます。

まず、令和3年度2月補正予算の追号分について御説明いたします。

別冊となっております薄いほうの資料の1ページを御覧いただければと思います。

補正額(B)の欄にございますとおり、一般会計で59億9,700万円余の増額補正をお願いしております。補正後の令和3年度の予算総額は、下から3段目のとおり、1,609億2,100万円余となります。これは、まん延防止等重点措置の再延長に伴う営業時間短縮要請協力金の支給に要する経費でございます。

次に、令和4年度当初予算について御説明

します。

今度は、厚いほうの資料の37ページをお願いいたします。

本年度予算額(A)の欄の下段にございますとおり、一般会計で810億900万円余、特別会計、これは、中小企業振興資金特別会計など4つの特別会計でございます。9億8,300万円余を計上しております。総額で819億9,300万円余の予算額となっております。

その主な内容について、新しいくまもと創造に向けた基本方針の4つの柱に沿って御説明いたします。

第1に、令和2年7月豪雨災害からの創造的復興に向けて、なりわい再建支援補助金の円滑な交付や、焼酎やみその蔵元など醸造食品企業における微生物資源の保管、保存等を通じた新商品開発の支援に要する経費を計上しています。

第2に、新型コロナウイルス感染症を踏まえた対策として、持続可能な経済活動の実現に向けて、県内事業者等によるDXの取組の支援やU I J ターン就職希望者への支援、さらに経済的影響を受けている事業者への資金繰り支援についても、引き続き取り組んでまいります。

第3に、熊本地震からの創造的復興については、グループ補助金の円滑な交付や空港周辺地域における新たな産業の創出に向けたUXプロジェクトを進めてまいります。

第4に、将来に向けた地方創生の取組としては、半導体関連をはじめとした産業のさらなる集積に向けた新たな工業団地の整備や地域共生型の再生可能エネルギー施設の導入推進に向けた立地ゾーニングの事業などがございます。

このほか、複数年度にわたる委託契約等に係る債務負担行為の設定についてもお願いしております。

次に、条例等議案ですが、熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例の制定に

ついてお諮りしております。

また、その他の報告として、UXプロジェクトの基本計画・実施計画の策定について御報告させていただきます。

以上が今回提出しております議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○市川商工政策課長 商工政策課でございます。

まず、追加提案させていただきました令和3年度の補正予算について説明いたします。

別冊追号資料のほう、2ページをお願いします。

まん延防止等重点措置の延長に伴い、飲食店に対する営業時間短縮等の要請も3月7日から3月21日まで延長させていただきました。

この期間に係る協力金のお支払いに必要な予算として、59億9,700万円余の増額をお願いしております。

次ページになります。

今回の協力金も、年度内に支払い完了するのが難しいため、併せて繰越明許費の設定をお願いしております。

続きまして、令和4年度当初予算について説明させていただきます。

当初予算資料、こちらの38ページをお願いします。

1つ目の段の労政総務費ですが、6,100万円余を予算計上しております。

内訳に関しましては、右側の説明欄をお願いします。

(1)ワンストップジョブサイトくまもと運営事業は、県内の仕事、就職等に関する各種情報を提供するサイト、ワンストップジョブ

サイトくまもと、これの保守点検経費165万円を計上しております。

(2)の人材確保強化事業は、U I Jターン就職希望者等の掘り起こしに要する経費として、セミナーや企業合同説明会の経費等1,250万円余を計上しております。

次に、(3)「くまもとではたらく」若者の県内定着促進事業は、熊本、東京、大阪、福岡に設置しておりますU I Jターン就職支援センターの設置費用及び情報発信等に要する経費として、4,700万円余を計上しております。

なお、令和4年度の新たな取組として、U I Jターン就職支援センターに登録した求職者が、同センターのあっせんを受けて企業の採用試験に向く際の旅費の補助を今回行うこととしており、このうちの500万円がその経費となっております。

続きまして、2つ目の段、商業総務費は1億3,300万円余を計上しております。こちらは、説明欄に記載のとおり、商工政策課の職員給与費及び事務費等を計上させていただいております。

職員給与費は、本年1月1日現在で配置されている職員の給与額、これを基に計上しております。以下、部内各課、各部局において同様でございますので、恐縮ですが各所属からの説明は省略させていただきます。

続いて、39ページ、お願いします。

まず、大阪事務所費として9,300万円余、次の段、福岡事務所費として1,800万円余を計上させていただいております。

次に、40ページをお願いします。

福岡事務所施設の賃借の債務負担設定をお願いしております。

商工政策課は以上でございます。よろしくお願いします。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

資料、41ページをお願いいたします。

まず、一般会計につきまして、主なものを説明させていただきます。

41ページ、商業総務費につきましては、7,800万円余をお願いしております。

右側説明欄1の(3)ポストコロナ商店街機能再構築支援事業は、空き店舗の活用など商店街の機能や魅力の向上に資する取組への支援に要する経費でございます。

その下、2の国庫支出金返納金は、昨年1月、2月に行いました県独自の緊急事態宣言に伴い実施した一時金の申請取下げ等に伴い、臨時交付金を国へ返納するものでございます。

42ページをお願いいたします。

中小企業振興費につきまして、701億2,500万円余をお願いしております。

前年度と比較しまして67億2,800万円余の減額となっております。主な要因は、右側説明欄の2、金融対策費の中小企業金融総合支援事業で、中小企業向け融資制度に係る貸付原資、保証料補助等が融資残高新規融資枠に応じて67億7,000万円余の減少することによるものでございます。

なお、この融資制度につきましては、令和4年度の新規融資枠は、記載のとおり、350億円としておりまして、廃業企業者の再チャレンジの支援を拡充するとともに、中小企業者の再エネ、省エネ設備の導入についても、新たな支援をしております。

その下、3につきましては、中小企業団体中央会、それから商店街振興組合連合会に対する人件費、事業費の補助でございます。

43ページをお願いいたします。

4の運輸事業振興助成費は、軽油引取税の収入額に応じまして、法に基づき交付される熊本県トラック協会に対する補助でございます。

5の(2)中小企業者事業再建・発展支援事業は、熊本地震、新型コロナウイルス対応、

それから令和2年7月豪雨にこれまで対応した専門家派遣事業を行ってまいりました。それを統合し、経営改善やデジタル化による生産性向上などに図る場合に、専門家活用する際に必要となる経費でございます。

次に、44ページをお願いいたします。

6の(1)商工会商工会議所・商工会連合会補助は、商工会等に対する人件費、事業費の補助でございます。

それから、(2)くまもと型小規模事業者経営発展支援事業は、販路開拓や生産性向上に取り組む小規模事業者に対する補助でございます。

次に、45ページをお願いいたします。

上段、商工施設災害復旧費につきまして、2億300万円余をお願いしております。

説明欄の(1)が熊本地震関連、(2)が令和2年7月豪雨関連でございます。

まず、(1)の中小企業等復旧・復興支援事業では、益城町の土地区画整理事業の影響によりグループ補助金の申請ができなかった事業者に対し、県単独により補助を行うものでございます。

また、(2)なりわい再建支援事業は、補助金の申請受付等に係る業務委託費などの補助金の交付に向けた支援に要する経費でございます。

なお、来年度の補助に必要な予算については、前回の委員会で、補正予算として69億3,000万円をお願いし、繰越しを行っております。

以上が一般会計でございます。

おめくりいただいて、46ページをお願いいたします。

中小企業振興資金特別会計でございます。

上段、中小企業振興資金助成費で1,100万円余をお願いしております。

右側説明欄のとおり、貸付けや債権回収業務に要する事務経費等でございます。

その下、下段の元金から次のページにかけ

ましては、事業者からの償還に応じて中小企業基盤整備機構への償還分に係る元金、利子、公債諸費、それから県分を一般会計に繰り出すものでございます。

以上、一般会計と特別会計を合わせました課の合計は、711億269万円となります。

次に、48ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

いずれも継続でございますが、上段は中小企業対策融資に係る損失補償でございます。下段が中小企業協同組合等の設備投資促進に係る利子助成、それから49ページの中小企業等復旧・復興支援利子助成につきましては、先ほどのグループ補助金の交付をできなかった事業者を県単独により支援するに当たり、事業者の自己負担分の借入れに対する利子助成に係るものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

資料、50ページをお願いいたします。

各費目の主なものを御説明いたします。

まず労政総務費ですが、1億6,196万円余をお願いしております。

説明欄の2の(2)テレワーク推進体制強化事業は、県内企業のテレワークを活用した多様な働き方を支援し、企業の魅力を向上することにより、新たな雇用の創出等を図るための経費でございます。

次の(3)熊本を「知る」・「会う」プロジェクト事業は、若者の県内就職を促進するとともに、学生、企業双方の就職採用活動を支援するため、ブライト企業をはじめとした企業の魅力発信やオンライン等を活用した企業説明会の開催などに要する経費でございます。

その下、(4)火の国ハイツ跡地活用検討事業は、令和3年6月に閉館した火の国ハイツの跡地の有効な活用方法の調査、検討及び維

持管理等に要する経費でございます。

51ページをお願いいたします。

下段の職業訓練総務費で12億9,137万円余をお願いしております。

説明欄の2、(1)熊本県職業能力開発施設拠点化推進事業は、高等技術専門校の建物の再整備及び（仮称）技能振興センターの設置に要する実施設計及び工事の経費でございます。

次に、(2)外国人材受入支援事業は、外国人材の受入れに当たっての企業の相談窓口の運営や講習会の開催等に要する経費でございます。

52ページをお願いいたします。

(3)外国人材活躍促進支援事業は、外国人材を受け入れている事業者等を対象に、易しい日本語講習会等を通じた受入れ環境の向上を図るための経費及び今後の外国人材誘致に向けた熊本の魅力を発信するコンテンツ作成等に要する経費でございます。

その下、3の認定訓練実施事業は、労働者の技能向上を促進するため、中小企業等の事業主や団体等が行う職業訓練の運営費助成等に要する経費でございます。

53ページをお願いいたします。

上段の職業能力開発校費ですが、9億3,824万円余をお願いしております。

説明欄の3、職業能力開発事業費の(2)離職者訓練事業は、民間の専門学校など教育訓練機関に委託して実施する離職者を対象とした職業訓練に要する経費です。

次に、下段の技術短期大学校費ですが、4億5,593万円余をお願いしております。

54ページをお願いいたします。

説明欄の2の(2)技術短期大学校教育対策事業は、技術短期大学校の改修工事及び各種機器整備に要する経費でございます。

次に、下段の失業対策総務費では、2億9,074万円余をお願いしております。

55ページをお願いいたします。

説明欄、(3)地域活性化雇用創造支援事業は、離職を余儀なくされた方を、委託事業者において研修を実施した後、人材不足分野の企業に派遣し、再就職につなげるための経費でございます。

次に、(4)新型コロナ対応雇用維持・確保支援事業は、コロナ禍における県内の雇用維持、確保等をさらに推進するため、県内企業の出向、副業、兼業に係る機運醸成及び在籍型出向に係る専門家の派遣に要する経費でございます。

(5)くまもと型就職氷河期世代活躍促進事業は、就職氷河期世代で長期無業状態にある方々へ、オンライン相談やeラーニング講習等の各種支援、また専門家派遣による企業の受入れ環境整備を行う経費でございます。

(6)熊本県地域無料就労相談窓口運営事業は、各地域振興局に就労相談窓口ジョブカフェランチを設置し、求職者にきめ細かな就労支援を行うために要する経費でございます。

以上、労働雇用創生課全体で31億3,991万円余をお願いしております。

続きまして、56ページをお願いいたします。

債務負担行為の設定でございます。

上段の職業能力開発拠点整備事業は、高等技術専門校の再整備等に係る実施設計及び工事請負が令和5年度までの2か年にわたることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

中段の障がい者訓練委託業務、下段の離職者訓練等委託業務は、民間に委託して実施する職業訓練です。一部の訓練につきましては令和5年度までの2か年にわたることから、債務負担行為の設定をお願いするものでございます。

労働雇用創生課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。

資料の57ページをお願いいたします。

表上段の農業総務費です。5,269万円余をお願いしております。これは、産業技術センター食品加工技術室の運営管理や研究開発等に要する経費でございます。

58ページをお願いいたします。

工鉱業振興費でございます。8億1,319万円をお願いしております。

主な事業について御説明いたします。

右の説明欄をお願いいたします。

(2)の地場企業立地促進費補助でございますが、地場企業が県内に工場などを整備する際の費用助成に要する経費として2億6,012万円余をお願いしております。

(5)の地域未来投資促進事業は、地域未来投資促進法に基づく県内企業などの投資への助成に要する経費として1億1,356万円余をお願いしております。

59ページをお願いいたします。

(6)の第4次産業革命推進事業は、県内企業が、IoT、AIなどの先端技術の導入に際しまして、設備投資に要する助成を行うほか、技術の検討段階での支援を行うために、これらに要する経費として5,630万円をお願いしております。

(7)熊本空港周辺地域における新産業振興創出事業は、空港周辺地域を拠点にライフサイエンス分野を中心とした新たな産業創出を図りますUXプロジェクトについて、ソフト、ハード両面において推進を図るため、その経費として1億3,259万円余をお願いしております。

次に、60ページをお願いいたします。

下の段の産業技術センター費でございます。6億5,652万円余をお願いしております。

62ページの上段にかけまして、県内の中小企業の技術支援や試験研究を行います産業技

術センターの運営に要する経費を計上しております。

62ページをお願いいたします。

(5)の県南被災地域の食品加工産業への支援事業でございます。

令和2年7月豪雨により被災した焼酎、しょうゆ蔵元など食品加工企業の支援及び今後のBCPの推進に要する経費として、1,178万円をお願いしております。

同じページの下段、新事業創出促進費でございます。1億477万円余をお願いしております。

主な事業について御説明します。

右の説明欄をお願いいたします。

63ページをお願いいたします。

(2)次世代ベンチャー創出支援事業は、熊本県次世代ベンチャー創出支援コンソーシアムに対する負担金及び創業初期ベンチャーの支援に要する経費として、3,391万円余をお願いしております。

(3)のくまもとオープンイノベーション推進事業は、県内企業を中心とした連携体構築などの支援に関するコーディネーターの設置などに要する経費として、2,585万円余をお願いしております。

(4)のくまもとクロス支援事業は、企業が大学等と連携して取り組む製品の研究開発に対する助成経費として、2,544万円余をお願いしております。

64ページをお願いいたします。

産業支援課は、令和4年度当初予算といたしまして18億2,312万円余を計上しております。

続きまして、条例等議案について御説明をいたします。

76ページをお願いいたします。

第70号議案、熊本県産業技術センター条例の一部を改正する条例でございます。

77ページの概要で御説明いたします。

改正の趣旨でございます。

産技センターでは、各種支援や測定、分析を行います設備の一般開放を行っているところでございますが、光熱費等の算定単価の更新に伴いまして、条例に定めます設備使用料の改定を行うものでございます。

2の改正の内容でございますが、それぞれ使用料の上限額を見直すものでございます。

産業支援課からの説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○上塚エネルギー政策課長 エネルギー政策課でございます。

説明資料の65ページをお願いします。

主な事業を中心に説明させていただきます。

最下段の工鉱業振興費でございます。1億605万円余をお願いしています。

右説明欄1の工業振興費におきまして、9,947万円をお願いしています。

(1)の地域共生型再エネ導入推進事業は、令和4年度の新規事業でございますが、地域共生型再エネ施設の導入推進に向けて、陸上風力及び太陽光発電に係る適地誘導のための立地ゾーニングに要する経費でございます。

今年度GIS解析等によるゾーニング図のたたき台を作成しておりますが、それを基に地域とコミュニケーションを図りながら、促進エリア、保全エリア等のゾーニング図と地域貢献の枠組みを完成させます。

次に、66ページをお願いいたします。

(2)のRE100電力供給・利用促進事業は、令和4年度の新規事業でございますが、これは、空港周辺において再エネ100%電力で企業活動ができるエリアを創造する取組ですが、その設備構成や実施体制の調査に取り組むものです。

さらに、企業の再エネ導入の意識醸成に向けた支援として、勉強会やアドバイザー派遣等に取り組むものでございます。

(3)の熊本県総合エネルギー計画推進事業でございますが、昨年度策定しました第2次熊本県総合エネルギー計画に基づいた再生可能エネルギーの導入加速化等に取り組むものです。主なものは、屋根置き太陽光や蓄電池の初期投資ゼロモデル等の消費者が導入しやすい仕組みを検討するため、地場企業と連携した協議体を設置、運営するために要する経費等でございます。

以上、エネルギー政策課としまして、2億7,681万円余をお願いするものでございます。

エネルギー政策課は以上でございます。御審議のほどよろしく願います。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

資料の67ページをお願いいたします。

主な事業について御説明させていただきます。

初めに、一般会計でございます。

工鉱業総務費でございます。

右の説明欄の2、企業誘致促進対策事業費に、企業誘致に要する経費として10の事業を計上しております。

2の(1)半導体サプライチェーン構築加速化事業2,080万円余は、半導体関連企業の集積を加速化させるため、展示会への出展やTSMCのサプライヤー等への誘致活動に要する経費でございます。

続きまして、(4)企業立地促進費補助32億5,500万円余は、県内において事業所等の新設、増設する企業が行う設備投資及び新規雇用に対する補助に要する経費でございます。

68ページをお願いいたします。

(6)戦略的ポートセールス推進事業及び(7)国際コンテナ利用拡大助成事業は、熊本港及び八代港の利用促進を図る事業でございます。それぞれ船主や荷主企業への助成等を行うものでございます。

(8)市町村施設整備促進事業2,100万円余は、IT企業の誘致のため市町村が実施するサテライトオフィス等の施設整備等の補助に要する経費でございます。

(9)県外IT企業・コンテンツ関連企業等ネットワーク構築事業5,400万円余は、企業の地方分散の動きに応じ、IT、コンテンツ関連企業等の誘致に向けたネットワーク構築等を図るための事業でございます。

69ページでございます。

(10)企業誘致環境整備事業10億7,000万円余は、誘致企業の立地に伴う菊陽町公共下水道の受託工事に要する経費でございます。

次に、下段の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計繰出金は、内陸型工業団地の管理整備費への繰出金でございます。

以上、一般会計の合計では、50億5,500万円余を計上しております。

おめくりいただきまして、70ページをお願いいたします。

ここからは、特別会計でございます。

まず、港湾整備事業特別会計でございますが、ポートセールス推進事業として、374万円余を計上しております。

次に、71ページをお願いいたします。

臨海工業用地造成事業特別会計でございますが、名石浜工業団地の除草等の管理及び分譲のための広報等による経費でございます。

おめくりいただきまして、72ページをお願いいたします。

高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計でございます。

この会計は、菊池テクノパーク等の内陸工業団地の分譲促進に要する経費等でございます。

73ページをお願いいたします。

2段目の工業団地施設整備事業費1億7,312万円余でございますが、これは、新規工業団地の整備に当たり実施する基本計画の策定や基本設計環境影響調査等に要する経費

でございます。

3段目の元金及びその下の利子でございますが、臨空テクノパーク及び菊池テクノパーク建設に係る起債償還に要する経費でございます。

74ページをお願いいたします。

一般会計繰出金1,866万円余でございますが、城南工業団地等への貸付金の償還への繰出金でございます。

以上、企業立地課としましては、一般会計、特別会計合わせまして、総額で53億4,390万円余を計上いたしております。

次に、75ページをお願いいたします。

債務負担行為としまして、企業立地促進費補助をお願いしております。これは、補助金の交付額が多額になるものにつきましては、補助金を分割して交付しております。それに係る令和5年度から8年度までの債務負担、12億円をお願いするものでございます。

企業立地課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、観光戦略部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

まず、寺野観光戦略部長。

○寺野観光戦略部長 観光戦略部関係の議案の説明に先立ちまして、県内観光に対する新型コロナウイルス感染症の影響等について御説明申し上げます。

年明けからの長引く第6波の影響により、本年2月の宿泊客数は、感染拡大前でありまして2年前の令和2年同月比でマイナス68%と大変厳しい状況が続いております。

県経済の確実な回復につながるよう、観光需要喚起策の迅速な実施に向けた準備をしっかりと行い、感染状況を見ながら、効果的な取組を進めてまいります。

それでは、議案の概要について御説明いた

します。

今回、予算関係議案で2件御提案しております。

まず、令和4年度当初予算について、厚いほうの資料、78ページをお願いいたします。

観光戦略部では、ウィズコロナ、ポストコロナ時代の新たな観光需要を確実に取り込み、密から疎へ、都市から自然へといった旅行志向の変容を捉えた新しい観光スタイルの確立に向けて取り組むこととしております。

具体的には、デジタル技術を活用したスマートツーリズムや関係人口の創出にもつながるワーケーションなどのさらなる推進に加え、当部の新たな柱となるスポーツや漫画、アニメと地域資源を組み合わせた新しいツーリズムの造成、実施経費等について、予算を計上しております。

加えまして、人吉・球磨豪雨被災地域の観光、物産の復興に引き続き取り組むとともに、教育旅行の需要回復やインバウンド再開を見据えた誘客拡大のためのプロモーションの実施、県産品の振興等に係る経費も含め、総額26億2,500万円余の予算計上をさせていただいております。

次に、令和3年度2月補正予算(追号)について、追号資料の4ページをお願いいたします。

国のコロナ臨時交付金を活用し、県認証制度の基準に沿った感染防止対策に取り組む飲食店への支援につきまして、申請数の増加に対応するため、5億5,200万円余の増額計上をさせていただいております。

あわせまして、次年度への繰越しについてもお願いしております。

感染拡大防止と地域経済回復のバランスを図りながら、最大限の成果を出せるようしっかりと取り組んでまいります。

以上、私からの総括説明とさせていただきます。

詳細につきましては、関係課長から説明い

たしますので、御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

○久原観光交流政策課長 観光交流政策課でございます。

説明資料の79ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算について主なものを御説明申し上げます。

上段、一般管理費につきまして、2億7,700万円余の予算計上をしております。

資料右側の説明欄を御覧ください。

2番の庁費、『ONE PIECE』連携復興応援事業は、麦わらの一味の像と連携した周遊プロモーションや熊本地震からの創造的復興の総仕上げに向けた南阿蘇鉄道とのコラボによる列車のラッピング等に要する経費でございます。

2段目、諸費につきまして、1億2,600万円余の予算計上をしております。

おめくりいただきまして、80ページをお願いいたします。

右側説明欄、(2)令和4年度友好提携周年記念事業につきましては、40周年を迎える中国広西壮族自治区及びアメリカモンタナ州、そして友好交流協定締結の5周年を迎える台湾高雄市との周年事業に要する経費です。

次に5番、国際化環境整備推進費、熊本県多文化共生支援事業のうち、市町村の受入れ体制支援等については、今後増加が想定されております外国人と地域住民との相互理解、共生促進のため市町村が設置する外国人受入れ連絡協議会の立ち上げ支援に要する経費について、新規事業として計上しております。

81ページをお願いいたします。

上段、防災総務費について、3億8,900万円余を計上しております。

右側説明欄(2)熊本地地震震災ミュージアム

中核拠点整備事業につきましては、2月補正において国の地方創生拠点整備交付金を活用した整備分について承認をいただいたところですが、交付金補助の対象外となり、展示物の制作費及び外溝整備工事に係る予算について、3億6,600万円余を計上しております。

下段、農業総務費、また、次の82ページ商業総務費については、県が設置する3つの海外事務所の運営等に要する経費について、それぞれ4,300万円余、2,400万円余の予算計上をしております。

82ページの下段、観光費についてです。

右側説明欄、「マンガ県くまもと」構想推進事業につきましては、「夏目友人帳」を活用した豪雨被災地の復興を後押しする取組や熊本復興応援隊長である「クレヨンしんちゃん」を活用したプロモーションなど、マンガ県くまもとの実現を目指した取組を進めてまいります。

以上、観光交流政策課としまして、総額で9億4,100万円余の予算計上をさせていただいております。

続きまして、2月補正予算（追号）に係る説明資料のほうをお願いいたします。

説明資料の5ページをお願いいたします。

商業総務費につきましては、5億5,200万円余の増額補正をお願いしております。

飲食店の認証取得に係る対策経費等に対する助成については、先議分において増額補正をお願いしていたところですが、1月以降の感染拡大による飲食店の対策意識の高まりに加え、2月末の申請締切りに向けて行った再周知などにより、さらに申請数が増加しましたので、不足する1,900件分に係る経費をお願いするとともに、6ページには同額の繰越明許費の追加をお願いしております。

なお、今年度の申請数は約5,800件、申請認証店に対しては76%となったところでございます。

観光交流政策課は以上でございます。御審

議のほどよろしくをお願いいたします。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

説明資料、83ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算のうち主なものについて説明をさせていただきます。

観光費、説明欄2の観光客誘致対策費として、5億2,403万円余を計上させていただいております。

(1)のデジタルマーケティング事業ですが、旅行者の趣味趣向に合わせた情報発信や観光施策の立案に活用するための動態分析等に要する経費でございます。

(2)のスマート観光交通体系構築推進事業ですが、観光における二次交通の課題克服と周遊観光を促進することによる観光消費の増加を目的として、本県への観光MaaS導入に向けた検討、阿蘇における実証等に要する経費でございます。

(3)の域内周遊・滞在促進のための観光地域づくり事業は、観光MaaSの導入が滞在時間や観光消費の増大を促す観光地形成を後押しできるよう、例えばレンタサイクルの駐輪場整備やまち歩きグルメの開発など、ハード、ソフト両面から観光地の環境整備を促進する助成に要する経費でございます。

次のページ、84ページをお願いいたします。

(5)の被災地域産業再興支援事業ですが、令和2年7月豪雨被災地の観光復興を後押しするため、観光客受入れ環境整備や復旧状況に応じたプロモーションなど、きめ細やかな支援に要する経費でございます。

来年度新規で提案しております(7)の国際バドミントン大会誘致促進事業、(9)のツール・ド・九州受入環境整備事業は、バドミントンのツアー大会スーパー500、福岡、大分、熊本をコースとするサイクリング大会、ツール・ド・九州といった国際スポーツ大会

の誘致に向けた準備、プレイベントの開催などに要する経費でございます。

また、(8)のアーバンスポーツ展開実証事業は、熊本が昨年の東京オリンピックで注目を集めたスケートボードやBMXなどの都市型スポーツの聖地になることを目指し、プロ選手等を招聘するイベント開催などに要する経費でございます。

次のページ、85ページをお願いいたします。

4の観光施設整備事業費として、4,611万円を計上しております。観光標識整備事業ですが、観光案内標識、観光案内板等のチェックや整備、修繕等に要する経費でございます。

以上、観光企画課当初予算といたしまして、合計7億1,458万円余をお願いしております。

観光企画課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○川寄観光振興課長 観光振興課でございます。

説明資料の86ページをお願いいたします。

観光費で5億578万円余をお願いしております。

主なものを説明させていただきます。

右の説明欄を御覧ください。

2、観光客誘致対策費の(1)くまもと再発見プロジェクトは、くまもと再発見の旅などの旅行需要喚起策と連動した豪雨被災地域への送客支援及び本県を訪れた旅行者に配付する特典付きの電子クーポンブックなどに要する経費でございます。

(2)修学旅行おもてなし支援事業は、修学旅行で本県へ継続的に訪れている学校に配付するノベルティー製作に要する経費でございます。

(3)熊本の賑わい創出・魅力発信事業ですが、これは、熊本市と連携し、県内各

地の魅力発信イベントの開催及び期間中における旅行割引支援などに要する経費でございます。本事業は、熊本市が事業主体として実施する事業に対して県から補助するものですが、熊本市のみならず、周遊により県下全域へ効果がもたらされるよう、熊本市及び県内市町村と連携し、一体となって誘客に取り組んでまいります。

(4)インバウンド・リスタート事業は、インバウンドの再開を見据え、海外の旅行会社に対してセールスを行う県内宿泊事業者への支援に要する経費でございます。

次ページ、87ページをお願いいたします。

(5)新たな旅のスタイル促進事業は、ワーケーションなどの新たな旅のスタイルのニーズに対応するため、滞在、研修コンテンツなどの高付加価値化に要する経費でございます。

ワーケーションを行う企業のニーズに対応したプログラム整備や熊本ならではのインセンティブツアー、あるいは富裕層向けのプレミアムコンテンツなどの整備費用の助成を実施してまいります。

続きまして、(6)のクルーズ船寄港促進事業から次ページ、88ページの(11)教育旅行誘致推進事業ですが、3年度から引き続き実施させていただく事業になります。内容としましては、クルーズ船の誘致活動に要する経費、あるいは国内外からの観光客の誘客促進のためのプロモーション経費、そして教育旅行の誘致に要する経費でございます。

以上、合わせまして、本年度予算合計5億570万円余をお願いしております。

観光振興課は以上でございます。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○池田販路拡大ビジネス課長 販路拡大ビジネス課でございます。

説明資料の89ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算のうち主なものについて

て御説明させていただきます。

まず、1段目ですが、農業総務費として、1億3,245万円余をお願いしております。

右側説明欄、ブランド確立・販路対策費の(1)県産農林水産物等輸出推進総合支援事業につきましては、輸出に係る相談員の設置や海外展開のための経費の補助等、輸出を志向する県内事業者の掘り起こしから輸出に至るまでの総合的な支援に要する経費でございます。

次の(2)海外輸出拡大対策事業につきましては、農林水産物等の輸出促進のための海外小売店でのプロモーションや新企画での新たな輸出展開に要する経費でございます。

続きまして、2段目の商業総務費として、3億2,708万円余をお願いしております。

主なものとしましては、おめくりいただき、90ページをお願いします。

説明欄中ほど、物産振興費の(1)、新規事業でございますが、首都圏等県産品販路拡大事業につきましては、首都圏をはじめ大阪、福岡などの都市圏におきまして、県産品の販路拡大を行うために要する経費でございます。

次の(2)球磨焼酎リブランディング事業につきましては、球磨焼酎のブランド化を推進するための情報発信や市場開拓、商品力向上等の販路拡大に要する経費でございます。

次に、91ページをお願いします。

1段目、右側説明欄4、伝統工芸振興費の伝統工芸館管理運営につきましては、熊本県伝統工芸館の令和4年度分の管理委託に要する経費でございます。

以上、令和4年度の当初予算として、合計で4億6,304万円をお願いしております。

販路拡大ビジネス課は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、企業局長から総括説明を行い、続いて、担当課長から説明をお

願いたします。

まず、國武企業局長。

○國武企業局長 企業局でございます。

議案の説明に先立ちまして、企業局が所管しております電気、工業用水道及び有料駐車場の3事業の経営状況等について御報告申し上げます。

3事業の経営に当たりましては、令和2年3月に策定しました第5期の経営基本計画（熊本県企業局経営戦略2020）に沿い、計画的かつ合理的な経営に努めているところでございます。

まず、電気事業につきましては、発電所リニューアル事業として、緑川第一、第二発電所の発電を停止し、大規模改修工事を行っております。令和4年9月頃の発電再開を予定しており、その後はF I T（固定価格買取制度）の適用により経営の安定化を図ることとしております。

また、再生可能エネルギーの導入推進に向けて、小水力発電開発の可能性調査に着手しました。令和4年度も調査を継続し、開発候補地の絞り込み等を行ってまいります。

次に、工業用水道事業につきましては、有明及び八代工業用水道においてコンセッション方式による経費節減を見込んでおります。しかしながら、多量の未利用水を抱えており、また、竜門ダム使用権に係る減価償却費等ダム関連経費の負担が大きいため、令和4年度も収益的収支での赤字は継続する状況でございます。引き続き工業用水の需要拡大に努めますとともに、コンセッション方式の運営事業者と連携して安定供給に取り組んでまいります。

最後に、有料駐車場事業につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けておりますが、指定管理者制度の下、安定した経営を維持してまいります。

それでは、企業局関係の議案の概要につき

まして御説明申し上げます。

今回提案しております議案は、令和4年度熊本県電気事業会計予算など予算関係の3議案でございます。

説明資料の92ページをお願いいたします。

3事業会計の当初予算をまとめた総括表でございます。

最下段の合計欄を御覧ください。

3事業会計の収益的収支と資本的収支の合計ですが、当初予算としましては、収入総額66億5,964万円余、支出総額83億5,176万円の予算額を計上しております。

なお、説明資料、93ページの表は、工業用水道事業会計の内訳としまして、有明、八代及び苓北の3工業用水道ごとに取りまとめたものでございます。

この後、詳細につきましては、総務経営課長から説明させますので、御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○松村秀逸委員長 続いて、担当課長から説明をお願いします。

○亀丸総務経営課長 総務経営課でございます。

企業局の令和4年度当初予算について御説明いたします。

資料のほうは、94ページをお願いいたします。

電気事業会計の収益的収支でございます。

収益的収支といたしますのは、いわゆる損益計算書の収益と費用に当たるものでございます。

収益的収入は、合計26億800万円余で、主に電力料収入でございます。前年度と比較いたしまして大幅な増額となっておりますのは、緑川発電所が令和4年9月頃に発電を再開することに伴う電力料収入の増によるものでございます。

収益的支出は、合計25億3,300万円余で

ございます。内訳は、説明欄に記載のとおり、職員給与費、水利使用料、ダム管理負担金、市町村交付金、修繕費や減価償却費などのほか、普及開発関係費といたしまして、発電所の所在市町村への地元貢献としての交付金などを計上しております。

また、小水力発電開発可能性調査費につきましては、本年度、机上調査を行いました。それに引き続き、新規開発候補地点の選定に向けた現地調査等のための費用を計上しております。

前年度と比較いたしまして大幅な増額となっておりますのは、緑川発電所リニューアル事業において、既存設備を撤去する経費、いわゆる固定資産除却費でございますが、それと設備の更新に伴い減価償却費が増加するためでございます。

最下段、損益につきましては、7,400万円余の利益を見込んでおります。

95ページをお願いいたします。

こちらは、同じ電気事業会計の資本的収支でございます。

資本的収支とは、貸借対照表の資産取得などに係る資金の収支でございます。

まず、下段の資本的支出のほうから御説明いたします。

資本的支出は、合計32億5,200万円余でございます。

建設改良費は、18億5,000万円余を計上しており、主な内容は、説明欄に記載のとおり、緑川発電所リニューアル事業や荒瀬ダム関連費などでございます。

このほか、企業債償還金として5億8,600万円余、他会計への繰出金として、県政貢献のための一般会計への繰出金5億円などを計上しております。

この繰出金は、過去の利益の積立てである地域振興積立金から支出するものでございます。

上段の資本的収入は、合計16億5,600万円

余でございます。

主なものとして、企業債13億7,100万円は、緑川発電所リニューアル事業の財源としての借入れ、また、荒瀬ダム関連交付金等2,000万円は、土木部からの工事受託金でございます。

資本的収入及び資本的支出とも、前年度と比較して大幅な減額となっておりますのは、緑川発電所リニューアル事業が令和4年9月頃に完了することに伴い、事業費が減少するためでございます。

おめくりいただきまして、96ページをお願いいたします。

続いて、工業用水道事業会計でございます。

まず、収益的収支です。

収益的収入は、合計10億3,300万円余でございます。

主なものは、営業収益の給水収益等3億1,700万円余のほか、荒尾市や福岡県など施設の共同管理者からの維持管理負担金等でございます。

収益的支出は、合計11億9,000万円余でございます。

内訳は、説明欄に記載のとおり、職員給与費、ダム等管理負担金、市町村交付金、修繕費や減価償却費などのほか、共同管理者から受け入れた負担金をコンセッションの運営事業者に支出する維持管理負担金等でございます。

損益につきましては、竜門ダム関連経費の負担が大きく、3つの工業用水道合計で1億5,600万円余の損失を見込んでおります。

97ページをお願いいたします。

資本的収支でございます。これも、下段の資本的支出のほうから御説明いたします。

資本的支出は、合計12億6,900万円余でございます。

建設改良費は、6億6,100万円余を計上しており、主な内容は、説明欄に記載のとおり、

コンセッションの運営事業者が施工する設備更新の負担金や八代工業用水道の球磨川からの取水口である遥拝頭首工等改修事業の負担金などでございます。

このほか、企業債や長期借入金の償還金を計上しております。

上段の資本的収入は、合計12億5,100万円余でございます。

主なものは、建設改良費の財源として、企業債4億1,100万円余の借入れ、工事受託金2億4,400万円余の共同管理者からの負担金収入、国庫補助金などを計上しております。

資本的収入及び資本的支出とも、前年度と比較して大幅な増額となっておりますのは、コンセッションの運営事業者が令和4年度から計画的に施行いたします設備更新の費用が増加するためでございます。

おめくりいただきまして、98ページをお願いいたします。

有料駐車場事業会計でございます。

まず、収益的収支です。

収益的収入は、合計1億1,000万円余で、主に指定管理者からの納付金収入でございます。

収益的支出は、合計5,500万円余でございます。

内訳は、説明欄に記載のとおり、職員給与費、修繕費、減価償却費、普及開発関係費として地元貢献費用のほか、事業開発費は県政の課題解決のための調査検討を行う費用で、いわゆる待ち受け予算として計上しております。

損益につきましては、5,400万円余の利益を見込んでございます。

99ページをお願いいたします。

資本的収支です。

資本的収入はございません。

資本的支出は、県政貢献として、電気事業と同様、地域振興積立金から一般会計への繰出金5,000万円の支出を計上しております。

企業局からは以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 次に、労働委員会事務局長から説明をお願いします。

谷口労働委員会事務局長。

○谷口労働委員会事務局長 労働委員会事務局でございます。

今回提案をしております労働委員会の令和4年度当初予算につきまして御説明をいたします。

説明資料の100ページをお願いいたします。

当委員会の予算は、委員会費と事務局費で構成されております。

右側の説明欄を御覧ください。

まず、上段の委員会費ですが、15人の委員報酬2,685万円余を計上しております。

次に、下段の事務局費ですが、1の事務局職員に係る職員給与費として6,066万円余、また、2の運営費として、労使紛争の審査、調整、あっせんを行うための事業費など532万円余を計上しております。

以上によりまして、当委員会の予算の総額は9,284万円余となっております。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○松村秀逸委員長 説明は終わりましたけれども、時間が今12時27分ですけれども、60分間、1時半まで昼食のため休憩したいと思います。質疑はその後行いますので、よろしくをお願いします。

午後0時27分休憩

午後1時29分開議

○松村秀逸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど執行部の説明が終わりましたので、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料のページ番号、担当課と事業名を述べてからお願いします。

また、質疑を受けた課は、課名を言って、着座のまま説明してください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 じゃあ、ちょっと50ページの部分で、直接個々の名前は書いてはないんですけれども、一応確認、念のため。労働雇用創生課の分なんです。

例えば、ここに(3)熊本を「知る」・「会う」プロジェクトの事業で、県内企業の魅力発信及び就職とか採用活動の支援ということで、例えばTSMC、聞くところによると、社内での会話は英語が原則と聞くんですけれども、それが条件に入るとなかなか就労できる人というのは大変狭まってくるような感じがするんですけれども、今の段階での情報なんですけれども、やっぱり英語がある程度しゃべれないとこの採用では難しいという状況なのか、いや、決して全部そうではないと。この辺のニュアンス、これが県民によく伝わっていないと、全然しゃべりきらぬものはもう最初から諦めにやいかぬからですね。その辺がどうなのかということをやっと分かれば。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

TSMCが雇用される1,700人という情報がございます。この中でも、幾つかレベルが分かれているかと思えます。今委員御指摘の英語が堪能じゃないといけないんじゃないかというふうな人材については、これはちょっと割合的にはまだはっきりしませんけれども、恐らくそういったマネジメントですとか、工場全体の管理、マネジメント、あと部門の各責任者、そういったところの方々にはそういったものが要求されるんじゃないかと

考えておりますので、これは、全員にそういったレベルが求められるということではないと考えております。

あと、1,700人のうちの恐らく、ちょっとこれも割合は分かりませんが、割合のうちかなりの部分は、いわゆる工場のワーカー的な人材も当然必要ですので、そういった方々については、当然県内の現在の教育スキルの中で十分に人材のほうが生産できるんじゃないかというふうに考えております。

○城下広作委員 そういう情報がある程度の段階で、分かる範囲でどんどん発信していかないと、例えば、そうやって、ああ、英語ができないならもう駄目なんだと思って諦める人、いやいや、別に英語が全て堪能じゃないといけないそういうことじゃないんだよという情報が、本当に少しずつ出されていくことによってチャレンジしよう、そして例えば自分自身もUターンで戻って来て、じゃあ、チャレンジしてみようとか、そういう人のことも、決断の状況にもなるから、ぜひその辺の情報もしっかりと、あるいは適宜出していきたいです。

ちなみに、給与面でも非常に高いというイメージを持っておられて期待が高い人、それと、大体どのくらいだろうかと。今TSMC、熊本、人材、求人とかをネットで検索するとぼんと出てくるのが、一般的には最初に出てくるのは、ほとんど人材派遣の会社から派遣という形での求人案内が出るんです。そして給与もそんなに高くない、人材派遣だから。だから、どうもイメージとしては何かものすごくいいみたいな感じで、就職の可能性はあるんだなと思うけれども、実際に検索をすると普通の人材派遣会社の求人に行く、そして時給何千円とか月額幾らかだと。思ったよりも高いような形にはならないのしかヒットしてこないものだから、この辺もちょっと皆さんが一般的に言われている期待値と実際

に案内されるのが違うというずれがあると、みんながくっとモチベーションが下がるみたいな。こういうことがあるんじゃないかというふうにちょっと心配をしております。これはちょっとどうでしょう、皆さんも検索なんかでちょっと見たことがありますでしょうか。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

私も求人情報等はいくつか出ていることは承知しております。その中でも、確かに今度のTSMCの合弁会社、既に求人されておりますけれども、非常に初任給も高いと。先ほど御指摘のように、英語、場合によっては中国語、そういったものも求められている人材もいらっしゃる。あと、それ以外にもこれから、今度TSMCの現地法人も立てられて、責任者も、これから随時人事担当責任者ですとか決まってくるかと思っておりますので、今後そういった方々とTSMCとの連携を、情報交換をしっかりやりまして、そういった情報を各教育機関、関係機関と共有してまいりたいと考えております。

○城下広作委員 じゃあ、最後にちょっと要望も含めて。今後、1,700人のうちの例えば台湾から来る人、例えばスキルの高い人を今度は東京とかから引っ張ってくるような人、それ以外で、現地で、地元で雇用する人、分類がいろいろあると思います。そういうことをしっかり、大体どういう流れでどういう形の分だということで、直接企業から求人がある部分、人材派遣会社からある部分とか、いろいろミックス型だと思います。こういう情報をしっかりと、ある意味では分かりやすく出せるようになれば、しっかり出していただきたいというふうに要望しておきたいと思っております。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。松田委員。

○松田三郎委員 質問はあるんですけども、今TSMCの話が出ました。1つだけ要望といいますか、対外的に、世界的にメジャーな名前だから有利な部分があるでしょうけれども、実際は合弁会社、ソニーとかデンソーとかも出資して、JASMですね。それも何か併記するようにして。県内には、やっぱり親しみを持っていただくというのも、こう、難しかけん親しみを持っていただけるかどうか分かりませんが、そういった会社名も同時に売っていく必要もあるかな。庁内の会議等々の資料を含めてお願いしたいと思います。

それで、企業立地課になるとと思いますが、部長の総括説明の企業誘致のところですね、48件過去最高、こういう状況であるけれども48件が最高でしたか、それより多かったこととはなかったですか。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

過去最高の記録は、平成29年度、熊本地震の後に結んだ46件でございました。それを上回るのは、今年度の件数ということで、48件でございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

これ、48の新規と増設の内訳で言うとうなりますか。

○工藤企業立地課長 新規と増設、すみません、手元に詳細な資料をお持ちしておりませんので、改めてお示しをさせていただきたいと思っております。ただ、一般的に、IT企業はほぼほぼ新設でございます。製造業等につきましては増設のほうが多いのかな、そう

いった印象を持っております。

○松田三郎委員 これは部長、部長に聞けば分かるというもんじゃなかですね、課長…。

じゃあ、要望を一つ確認したところで、先ほどもTSMC、JASMの話もありました。これ、常日頃、この県南、とりわけ球磨、人吉は企業立地課に対してひがみ根性を持っておりまして、何でんかんでん県北ばかりと言ひよる矢先に加えて、また大物が来るとなると、ほっといても県北のほうは、もちろん県北といっても菊池地域が主でしょうけれども、県北は、県が力入れぬでもどンドンどンドン来るんだらうと思っております。

知事も、言葉では、TSMCの進出の効果を県下くまなく及ぶように——それはありがたいことですが、我々のところに来るはずがないだらうって思っておりますので、どうか——ここから先はちょっと我田引水のような話ですが、さっき言いましたが、県北は黙っておってもどンドン来ますので、もう企業立地課の仕事は、県南、とりわけ球磨、人吉に1件でも多く新規、増設を優位にさせていただきたい。これは要望とは思いますが、マスコミもいらっしゃいますが、何か意気込みとかを、異動で代わられればちょっと分かりませんが、何か景気のいい話を。

○三輪商工労働部長 今委員のおっしゃったことは、非常に重要な課題というふうに認識しております。県南におきましても、TSMCであれば、物流拠点としての八代港の存在というのは非常に大きいかと思っております。それと、八代工業高校が今マイスタースクールの人材育成事業をされております。ちょっとこれは八代になっていきますけれども、そういう可能性もあるということでございます。

繰り返しになりますが、今度TSMCの進

出というのは、もう全国に波及効果を及ぼすような大きな話でございますので、県内におきましても、もう全県域にいろんな効果、例えば観光客が増えるとか、交流人口が増えるとか、そういうものも含めまして効果が全県に及ぶように、これはもう全力を挙げて取り組んでいきたいと思っております。

○松田三郎委員 今のは掛け声だけで終わらぬように、ぜひですね、来年もお願いしたいと思っております。

もう1点ようございますか。

これはすぐ終わります。資料、45ページのなりわい再建支援事業ですね。増田課長のところ。

県も今後どうなさいますかという詳しい意向調査等もしていただいて、直近の交付決定で——私が言うのは、大体方向性ってある程度の数も実現に向けていっているかなと思っております。これは分からないで結構ですけども、まだ申請したいけれども申請していないとか、申請してなかなか進んでないとか、いろいろな事情があるかと思っておりますが、大きい共通した何か原因なり理由というのが、例えば1、2番とか、あるいは大体大別すればこういう理由ですねというのがあれば教えていただきたい。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

まず、現在までの交付決定が500件ということで、これは現在の予算でできる、もう全て交付決定ということでさせていただいております。

先議のほうで来年に向けての補正予算として69億円をお認めいただきました。それについては、現在申請できない方々、中身としましては、人吉市の整備地域の方々、それから、それ以外の地域でも道路工事だったり河川工事だったり、公共工事の関係で今できま

せんという方々がいらっしゃいます。そういう方々についても、昨年中にお申し出いただくということで国のほうに予算をお願いしておりますので、それが大体30件程度と把握をしております。

○松田三郎委員 多くは——だからおっしゃったように、例えば、説明のときにもありましたように、益城で言うなら区画整理の関係でなかなかできないと。人吉も一部区画整理がこれから入るとか、おっしゃるように治水対策の工事等々で、いつでもやろうと思えばできるけれどもそういう外的な要因があつてできないというところははっきり分かっているかと思いますが、引き続き、また御支援をいただければと思います。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○西村尚武委員 コロナに関してちょっと質問をさせていただきます。

商工労働部長の総括説明でコロナの件の話がありました。その中でまん延防止等重点措置が延長されたというお話がありましたが、それを捉えて熊本県内の事業所であるとかお店の反応というものはいかがなものかということをまず御質問したいと思っております。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

各事業者の反応ということでございます。先日来、報道にも出ておりますが、商工会議所とか商工会联合会あたりが、会員事業者へのアンケートを行って、その事業者の反応というものが出ております。賛成、反対、どちらとも分からないというのが、結構拮抗したような反応というのが全体的な反応かなと思っております。

○西村尚武委員 分かりました。

こういう質問をしたのは、昨日、あるホテルの経営者と話す機会がありまして、私の意に反して、熊本県は延長をしてもらった、私はいいと思うという話があったものですから、それはどういうことなんですかという話をしましたら、他県の中にはまん延防止はもう停止して、しかしそれに準じた、例えば1テーブルに4人とか、食事の時間は2時間とかという規制がまだあると。それよりはまん延防止を継続していただいた中で、例えば時短協力金であるとか、そういう助成を頂いたほうがうんとありがたいと。実際そこは飲食のほうも完全に休止しておられるんですが、営業してもお客さんが来ぬもんですから、特に魚関係のロスが大きいと。そういう部分ではもうここは割り切って完全に閉めた中でやっていったほうがいい。また、銀行関係の利下げ等、積極的にやっぱりやってくれていると。今の状況のほうが本当ありがたいという話があったものですから、私もびっくりしたんですよ。

それに反して、あと例えば、夜の飲み屋さんとかに納めている酒屋さんたちから非常に厳しい切実な願いというか、陳情がありまして、この中には、今、事業復活おうえん給付金ですね、これがどういうあれなのか私もよう分からぬのですけれども、最初出ておったのが、売上げが前年の3割、5割落ちたところというような縛りが何かありましたね。これが単年度だといいいんですけれども、もう2年ほどになりますから、1年目に2割落ちた、そして今年もまた2割落ちた、もう通すとやはり36%ぐらい落ちていると。それだとももらえない、3割いってないから。その辺がちよっと飲食店に比較して不公平じゃないかという話があったものですから、この事業復活おうえん給付金も含めてどういう方向性で考えておられるか、ちよっと質問したいと思います。

○増田商工振興金融課長 商工振興金融課でございます。

これまで、今年度に入りまして、第4波、5波、それから今回の第6波と3回の大きな波が来ております。

過去2回におきまして、県ではまん延防止措置の適用を受けまして、国の一時金、月次支援金、それから50%以下の3割から5割の部分を県が一時金として支援をさせていただいております。その際に、先ほどの酒類販売事業者さんについては、国の交付金の使い方としてプラスアルファで支援ができるという、要するに交付金上の取扱いがございましたので、それで支援をさせていただいております。

今回の第6波といいますか、秋の経済対策で今後3月までを見通すために、国のほうで事業復活支援金、大体11月から3月までの5か月分を対象とした事業復活支援金という制度が設けられております。そこに第6波のこの波がやってきたというところで県では先議のほうで50億円の予算をお願いしたところでございます。その中で、国の事業復活支援金に県独自で上乗せをして支援をしたいというところで、今回はその事業所、その酒類販売に特別な上乗せというものが、国のその交付金上の通知等も出ておりませんので、そこまではできないんですけれども、広く事業者を対象として上乗せをした支援をやりたいと思っております。

○西村尚武委員 分かりました。

もうかつかつの中で経営されておるもんですから、10%でもうちではやっていけないという状況がもう長引いてきているんですよ。コロナもいつ収束するか分からない。下手すると第7波、第8波ってあるかもしれないけれども、その辺をぜひとも考えていただいて、やはりちゃんとやっている事業者の

方が経営していけるようなことを応援していただきたいと思います。

これは要望です。よろしくお願いたします。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○鎌田聡委員 84ページ、観光企画課さんにお尋ねいたします。

(8)のアーバンスポーツ展開実証事業ということでされておりますが、先ほどの話を聞きますと、スケートボード等のイベント開催等に要する経費ということがありましたけれども、具体的にどこでどのようなイベントが、これ、計画されているのでしょうか。

○脇観光企画課長 観光企画課でございます。

イベントの概要、それから場所については、まだ未定でございます。今からちょっと周りの状況とか、いろいろ先進地の状況等も調査、勘案しながら最終的には決定していきたいと思っております。

○鎌田聡委員 スケートボードの関係は、練習地がないという話もあって、熊本市で1か所、造ってはいないんですけれども、駐車場でやっているんですが、なかなか、あまり評判がよくないところもありまして、イベントも大事ですけれども、そういったスポーツを育める環境もぜひ意識していただきたいんですけれども、その辺の話は何かきてませんでしょうか。

○脇観光企画課長 委員御指摘のとおり、新聞報道等でもございますし、また私どものほうに直接やっぱり環境整備をというお話はいただいているところでございます。当然その環境等をうまく整えると、お子さんたち、それから若い方も自由にできますし、またなか

なかこういった活動についてやゆされているような方々に対する御不安も軽減ができると思っておりますので、将来的にはそういった環境整備についても今後、これもまた先進地を含めて調査を進めていながら検討を進めていきたいと思っております。

○鎌田聡委員 イベントで機運が盛り上がりばいいんですけども、実際、じゃあどこでやるのか、どこで頑張ればいいのかという話にやっぱりつながってくるのだらうと思えますんで、その辺もちょっと意識しながらこれからは盛り上げ等も図っていただきたいと思えますんで、ぜひよろしくお願いたしたいと思います。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○工藤企業立地課長 企業立地課でございます。

先ほど、松田委員から御質問のありました企業誘致件数の内訳でございます。新設が25件、増設が23件となっております。

以上でございます。

○松村秀逸委員長 いいですか。

ほかにありませんか——なければ、以上で質疑を終了いたします。

説明員の入替えを行いますので、ここで5分間休憩いたします。

午後1時52分休憩

午後1時56分開議

○松村秀逸委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第40号、第41号、第45号、第46号、第51号、第52号、第56号から第58号まで、第69号、第70号及び第80号について、一括して採決したいと思います。御異議ありません

か。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第40号外11件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第40号外11件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、今回付託された請第35号を議題いたします。

請第35号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○中川労働雇用創生課長 労働雇用創生課でございます。

請第35号、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書に関する請願について御説明いたします。

別冊の経済環境常任委員会付託審査（請願）一覧の資料をお願いいたします。

2ページほどめくっていただきまして、横書きの別紙、シルバー人材センターに対する支援を求める意見書提出の請願理由を御覧いただきたいと思っております。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された団体で、高齢者に就業の機会を提供することにより、高齢者の社会参加、健康保持、ひいては地域社会の活性化や、医療費や介護費用の削減にも貢献している団体でございます。

請願の趣旨は、令和5年10月に消費税における適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることとなっており、シルバー人材センターと会員間の配分金等の取引に関し、免税事業者である会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入れ税額控除を受けることができ

なくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じますが、公益事業を行うセンターでは新たに負担する財源はございません。

このため、少額の収入しかないセンター会員の手取り額が減少することなく、センターにおいて安定的な事業運営をするために、センター会員への配分金については、インボイス制度の適用除外とする等の措置を求めるとというのが、請願の内容でございます。

なお、県におきましては、熊本県シルバー人材センター連合会に対し運営費等を補助することにより活動を支援しているところでございます。

説明は以上でございます。

○松村秀逸委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 はい、ありませんね。

それでは、次に、採決に入ります。

請第35号について、いかがいたしましょうか。

（「採択」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りします。

請第35号を採択することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認めます。よって、請第35号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択を決定しました請第35号は、国に対して意見書を提出してもらいたいという請願であります。

そこで、意見書(案)について事務局から配付させます。

（意見書(案) 配付）

○松村秀逸委員長 配付は終わりましたか。——配付をいたしました意見書(案)は、請願の趣旨、理由とほとんど内容は変わらない

ようであります、この案のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」「お願いします」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 御異議なしと認め、この意見書(案)により、議長宛て提出することに決定しました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 異議なしと認め、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が3件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、報告をお願いします。

○田元くらしの安全推進課長 くらしの安全推進課です。

①熊本県産アサリ産地偽装対策・再生に向けた取組みについてをお願いします。

アサリの産地偽装問題につきましては、2月24日の先議において、現状及び対応状況等について御説明いたしました。

今回、その他報告事項として、その後の状況及び進捗について御説明させていただきます。

資料には前回と重複するページもありますので、重複するところは簡潔に説明をさせていただきます。

それでは、1ページをお願いします。

1ページ及び2ページは、アサリを取り巻く現状です。本県のアサリ漁獲量が、近年激減していることが分かります。

3ページ、4ページもアサリを取り巻く現

状です。

4ページでは、外国産アサリの8割が、いわゆる下関ルートを通じて全国に流通している現状を前回御説明いたしました。

6ページをお願いします。

アサリ産地偽装に対するこれまでの対応の熊本県措置分です。一番下のように、一昨日、3月9日に指示、公表したコン・ブリオ株式会社の事案を追加しております。熊本県宇土市の事業者が、中国産であるにもかかわらず熊本県産と表示して販売していたケースになります。

7ページをお願いします。

国、他自治体措置分ですが、一番下の行、合同会社リュウセイは、先ほどのコン・ブリオと同じ男性が代表を務め、住所も同じ会社で、コン・ブリオと同様に、一昨日に国から指示、公表されています。

10ページをお願いします。

産地偽装110番にこれまでに349件の情報提供がっております。7割以上が県外の方からの提供になっています。

12ページをお願いします。

2月補正予算での熊本県産アサリの産地偽装対策、再生に向けた取組の概要です。2月28日の本会議で議決いただいたものですが、資料真ん中ほどにありますⅡの(1)熊本県産アサリブランド再生協議会のように、既に本格的に動き出しているものもございます。

次のページから各取組の概要になります。

13ページをお願いします。

アサリ産地偽装根絶に向けた取組の概要で、環境生活部の取組となります。主に疑義案件に対する立入検査の実施、DNA検査、悪質案件に対する告発の検討などに要する取組です。

14ページからは、農林水産部の取組です。

昨日、3月10日に第2回目となる熊本県産アサリブランド再生協議会を開催いたしました。第2回では、産地偽装を防ぐ熊本モデル

の流通、販売の仕組みやブランド力向上の取組について議論いたしました。

16ページをお願いします。

昨日の再生協議会で議論された新たな流通、販売の仕組みである熊本モデルについて御説明いたします。

熊本モデルは、まずはモデル的な実証を経て本格運用に至るよう、第1ステージと第2ステージに分けて実施してまいります。第1ステージは、4月から5月にかけて実証を行います。

ポイント1、アサリ流通の見える化は、県漁連ホームページでの入札結果やアサリの漁獲情報について、公表、認証した販売協力店への産地証明書の発行などを行います。

ポイント2、他産地アサリの混入抑止は、管理された下での砂抜き、選別の実施、ネットにアサリを入れて封印をした荷姿に統一などを行います。

ポイント3、持続的にアサリの品質が確保できる体制整備は、小売店が求める砂抜き、選別レベルを満たすことのできる認定工場による品質の統一などを行います。

以上が、第1ステージで取り組む内容となります。

また、実証段階を終えた6月以降の第2ステージでは、デジタル技術を活用した体制へ移行していきます。具体的には、クラウド上でデータ管理を行うことによる流通監視体制を構築、産地証明書などの発行作業などを行っていきます。

17ページと18ページを見開きでお願いいたします。

17ページは従来の流通体系、18ページは、熊本モデルの第1ステージとなります。

17ページの左下に、これまでの流通で不足していた点を3点挙げております。

1つ目は、入札情報が未公表だったため、どれだけ天然の県産アサリが漁獲されているのか分かりませんでした。

2つ目は、加工後の荷姿が様々で、流通の過程で誰でも開封、小分けが可能な状態での流通でした。

3つ目は、消費者側からは産地の確認ができない状態でした。

そこで、新たに取り組む熊本モデルは、これらの点の改善を図ることで、消費者が安心して購入できる流通体系となるように考えています。

18ページの下に、熊本モデル第1ステージの特徴をまとめています。

1つ目、ホームページで入札情報や漁獲情報を公表し、熊本県産アサリの漁獲状況を広く周知します。

2つ目、アサリの砂抜き、選別は、全て県漁連が認定する工場のみで行うこととします。これにより、砂抜き、選別以降の流通段階での他産地アサリの混入防止が図られます。

3つ目は、県漁連が販売協力店へ直接産地証明書を発行します。これにより、消費者によるアサリ産地の確認が可能となり、流通の見える化が図られます。

そのほかに、出荷量と販売量を比較検証することや、DNA検査の実施も含めて監視体制を構築したモデルが、第1ステージの熊本モデルとなります。

19ページをお願いします。

6月以降の第2ステージの熊本モデルのポイントを5つまとめております。

第2ステージは、第1ステージの流通体制をベースとしており、流通の流れ自体の大きな変更はありませんが、デジタル化による監視体制の強化、産地証明書などの発行作業やデータ管理の省力化が図られることが特徴となっています。

下の20ページが第2ステージの具体的なイメージです。ポイントは、デジタル化を図り、データベースのクラウドを利用する点です。クラウド上の産地証明データベースにスマートフォンなどでQRコードからアクセス

し、販売量などの情報を入力します。すると、出荷する際に必要な新しいQRコードが発行され、それを送り状などに付して出荷します。この流れを経てアサリが最終的に販売店に届くと、販売店宛ての産地証明書が発行される仕組みとなっています。データベース上には流通ルートの全てが登録され、流通の見える化が図られます。

21ページをお願いします。

熊本モデルの構築に欠かせないアサリのDNA分析についてまとめております。

上から3つ目の丸、農林水産消費安全技術センターが、公的には全国で唯一の検査機関となっています。県では、2月8日の知事からの国への要望の中で技術移転を要望しておりましたが、既に水産研究センターへの技術指導が実現しております。今後、水産研究センターにおいてDNA検査を行うことが可能となっております。

下の22ページは、熊本県産アサリのブランド力向上プロジェクトになります。県産アサリの販売再開に合わせ、熊本モデルを広くPRしていきます。

まず、モデル販売協力店との協定締結を3月下旬から4月上旬に行うことを考えています。

次に、4月中旬の出荷再開に合わせて知事によるトップセールスを行い、熊本モデルによる出荷再開のPRをしていきます。

さらに、販売協力店での熊本モデルの周知と販売促進を目的としたフェアイベントの開催を考えています。

以上が、昨日の再生協議会で議論された産地偽装防止とブランド力向上の取組内容になります。

次に、25ページをお願いします。

県産アサリへの信頼性を確保する取組になります。本議会の代表質問で知事が表明した新たな取組になります。

まず、蓄養が行われている漁協に対するア

サリ振興関係補助金の除外です。産地偽装の温床と指摘された輸入アサリの蓄養を各漁協と一体となって排除していくため、産地偽装につながる蓄養がいまだに行われている漁場を管理する漁協に対しては、県産アサリの振興に関する県の補助金等は交付しないこととしております。

また、下の26ページのとおり、産地偽装アサリを根絶し、純粋な県産アサリを守り育て、適正に販売、流通していくための本県独自の条例を6月議会に提案できるよう策定に着手しています。

この条例では、県の責務をはじめ漁業者や事業者等の役割も定め、連携、協働し、一体となって産地偽装アサリの一掃、純粋な県産アサリの生産、流通に取り組むこととしております。

以上、御説明した内容により、県産アサリの産地偽装対策と再生にしっかりと取り組み、熊本ブランドの再生に向け、知事を先頭に国、市町村、関係団体と連携を密にし、しっかりと取り組んでまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に、別添資料をお願いします。

先ほど申し上げました本県が3月9日に行いました食品表示法に基づく指示、公表について報告いたします。

事案の概要ですが、四角の枠囲みを御覧ください。

本件は、コン・ブリオ株式会社が生鮮水産物アサリの原産地について、中国産及び韓国産であるにもかかわらず、熊本県産と事実と異なる表示をし、販売していたことを確認いたしました。

このため、同社に対し食品表示法に基づき、表示の是正と併せて、原因の究明、分析の徹底、再発防止対策の実施などについて指示を行いました。

1の対象事業者ですが、名称はコン・ブリオ株式会社、宇土市の事業者で代表者は中村

竜正です。

2の経緯ですが、令和3年7月の回付情報に基づき、同年11月11日から令和4年2月16日までの間、食品表示法第8条第1項及び第2項の規定に基づく立入検査等を実施しました。

検査の結果、コン・ブリオ株式会社が、原産地が中国産及び韓国産の生鮮アサリについて、輸出国における生育期間よりも熊本県での蓄養期間のほうが短いにもかかわらず、熊本県産と事実と異なる表示をして、少なくとも令和2年4月6日から令和3年3月6日までの間に、5万2,374キログラムを、一般用生鮮食品として最大で10社の中間流通業者に対し販売したことを確認したため、今回の指示、公表に至ったものです。

事業者に対しては、令和4年4月11日までに県に改善報告書を提出するよう指示しております。

なお、同社の代表者は、別会社の合同会社リュウセイの代表社員となっておりますが、リュウセイに対しては、農林水産省が同じく指示、公表を行っています。同省が確認した事実は、少なくとも令和2年6月18日から令和3年5月3日までの間に926トン488キログラムを中間流通業者20社に販売したというものでした。

私からの説明は以上です。

なお、すみません、午前中の委員会におきまして、鎌田先生から質問があっていた内容について、ちょっとお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

ドライブレコーダーの設置率、踏み間違い防止の設置率についてお尋ねでした。

ドライブレコーダーにつきましては、国交省の資料で令和元年11月現在です。搭載率が45.9%ということになっております。

ちなみに踏み間違い防止装置については、こういった資料がございません。しかし、新車での踏み間違い防止装置の搭載率、これが

令和2年には90%を超えております。現在は100%に近い搭載率となっておりますので、新車ではほぼ全てが搭載済みということになっているようです。

以上です。

○福永消費生活課長 消費生活課でございます。

報告事項の2点目をお願いいたします。

熊本県食品ロス削減推進計画の策定について、本県では初めてとなる計画であり、中間報告をさせていただきます。

1、策定の趣旨ですが、食品ロス削減を総合的に推進し、持続可能な社会の実現を図るため、年度末の策定に向け、庁内及び外部有識者による会議で協議を進め、現在パブリックコメントを実施しているところです。

2、計画期間は、令和4年度から7年度までの4か年としております。

3、計画の概要ですが、(1)計画策定の背景として、600万トンもの食品ロスが発生する国内の現状、世界的にはSDGsの目標にもなっており、食品ロス削減推進法で都道府県による計画の策定が努力義務とされております。

(2)本県における課題として、県民や事業者アンケートを実施し、消費者の意識改革、事業者の商慣習見直し、余剰食品の有効活用などが挙げられます。

そこで、(3)施策の展開として、意識改革や行動変容、発生抑制や未利用食品の有効活用、そして県民運動の機運醸成を柱に全庁的に連携し推進してまいります。

その中で、特に重点的な4つの行動を四つ葉のクローバー運動として実施します。具体的には、買物時の「てまえどり」は、すぐに食べるものは商品棚の手前から選ぶ、外食時の「食べきり運動」は、小盛りメニューなどのある食べきり協力店の利用や宴会での食べ切り、企業に呼びかける「フードドライブ」

は、社員の家庭で余っている食品を集め、必要としている団体に提供、モニターを募った「食ロスチェック」は、家庭で生じた食品ロスとなる要因をフィードバックという4つの行動を推進します。

次に、(4)計画の目標として、削減に取り組んでいない消費者割合を10%以下にすること、食品ロス量を7年度までに6%削減し、県民1人1日当たり83グラムから78グラムの5グラム削減することの2つです。

参考までに、国の目標との比較を表にしておりますが、2つともより高い目標を目指しております。

計画の概要は、次ページの別紙のとおりでございます。

別紙をお開きいただきまして、右上の第3章、本県の目標、吹き出しのほうにありますとおり、最後の一口を残さない5グラム削減を県民の皆さんに呼びかけてまいります。

また、第4章、施策の展開の最後、四つ葉のクローバー運動が県民運動につながりますよう取り組んでまいります。

御報告は以上です。よろしくお願いいたします。

○受島産業支援課長 産業支援課でございます。

報告事項の3番目、UXプロジェクト基本計画・実施計画の策定について御報告をいたします。

A4縦の資料を御覧ください。

UXプロジェクトの趣旨でございますが、半導体、それから自動車関連産業に続きます第3の柱をライフサイエンス分野において創出する取組でございます。この取組を進めてまいりますには、産業の素地をしっかりとつくる必要がございます。今後10年間におきましては、県内外から企業、ベンチャーなどのビジネス関係者を集積し、産業の創出につながる「人・もの・技術」の交流を図

っていくこととしております。その連携拠点として、阿蘇くまもと空港周辺地域を位置づけているところでございます。

2番目の計画策定についてでございます。

プロジェクトの着実な推進に向けまして、今年度は、県内外の有識者から成ります計画策定会議、昨日第4回目を開催いたしまして、その御意見を伺いながら、基本計画、それから実施計画の策定を行ってまいりました。基本的な考え方と今後10年間の取組をまとめたものが基本計画でございまして、さらにこの4年間の施策を具体化したものが実施計画というふうになります。

3、計画の内容について御覧ください。

(1)プロジェクトの担い手、プレーヤーとなりますベンチャーや企業、研究者の集積を図ることと、(2)でその交流機会を提供し増やしていくことを掲げております。その上で(3)産官学金による事業段階に応じた支援を行っていくこととしております。ビジネス創出に必要な実証機会の提供ですとか、各種データへのアクセス、利活用を促進してまいります。加えて、(6)といたしまして、人、技術、ビジネスの交流を行う新たな施設、いわゆるイノベーションハブの整備も行っていくこととしております。

ライフサイエンス分野の産業創出という新たな取組でございまして、従来の企業誘致、それから地場企業の工場立地促進といった、そういった手法に加えまして、ベンチャー支援というものにも非常に力点を置いた内容となっております。

4番目でございます。

今年度は、この計画策定と並行いたしまして、企業を巻き込んだ具体的な動きも加速させております。UXプロジェクトの周知ですとか、企業、大学等の連携を目的としましたキックオフイベント、あるいは企業におけるビジネスに必要なデータ取得を支援する試みでございますパイロットプロジェクトもスタ

一トさせたとところでございます。

来年度は、引き続き、こうしたソフト面での取組を積極的に展開するとともに、先ほど御説明いたしましたイノベーションハブ、新たな施設についてテクノロジーサーチパーク内への整備に向けて施設構想を決定するほか、ベンチャー支援機関のワンストップを図るため、県の出資法人でございますくまもと産業支援財団と熊本県起業化支援センターの統合など、短期的に目に見える取組も進めてまいりたいというふうに思っております。

次のページに基本計画と実施計画全体の体系をおつけをしております。

引き続き、今年度策定をいたしました計画を着実に実施して、UXプロジェクトの成功、さらには熊本における新産業の創出につながるよう取組を進めてまいります。

産業支援課からの報告は以上でございます。

○松村秀逸委員長 以上で執行部の報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、くらしの安全推進課の報告は、経済環境常任委員会のほか、農林水産常任委員会に関する内容が含まれております。質疑の中で、本日お答えができないものについては、後日、担当部局より御説明をさせていただきますので、御了承ください。

それでは、質疑はございませんか。

○城下広作委員 アサリの件で、食品表示に基づく別添のほうの分ですね。この分で、コン・ブリオさんは、これは蓄養の部分の数量という5万2,370……、全部これは蓄養とされているんですか。

○田元くらしの安全推進課長 この指示、公表した事業者につきましては、仕入れたアサリを蓄養、本人は養殖という言い方もしてい

るんですけども、一定期間海につけて、その後、出荷し販売しているということを申し上げております。

各種伝票から、この5万2,374キロ、これを販売した事実は、裏づけが取れております。

○城下広作委員 これは僅か1

年間だけれども、たしか1番取れた時が6万ぐらいだから、この5万も、ある1か所に置くというのは相当、5万立米ですからね、そのボリュームはすごいですよ。だから、蓄養がその場所にできるんだろうかというふうに、まず思うんですけども。この数字自体が、非常にそのところが、この数字の大きさにびっくりして。要するに一旦置くとすると、5万立米置くとすると相当な山になるんですよ。こういうのができたんだろうかなという、ここはちょっとどう思いますか。

○田元くらしの安全推進課長 私たちも、蓄養の場所について案内をしてくれということを事業者に求めました。しかし、理由があつて案内をすることができないということだったものですから、現場の確認はできておりません。県の指示した分が5万2,000キロ、52トンですね、国が指示した分、これが920トンほどありますので、合計すると980トン弱という量に、膨大な量になります。令和2年の県のアサリの漁獲量が21トンという速報値がありましたので、それから考えてもめちゃくちゃな量だなというようには考えますが、これが実際にその海につけられて養殖、あるいは蓄養されていたのかというのについては、確認はできておりません。

○城下広作委員 いずれにしろ、びっくりするような数字を、仮置きしたとしても相当な場所と相当なボリューム、見た目にもびっくりするぐらいな盛りになりますので、非常に

驚いております。

以上です。

○鎌田聡委員 すみません、アサリの関係で7ページで、一番下で合同会社リュウセイ、ここも産地表示を、中国産を熊本産としたということでもあります。これも蓄養なんですか。ちょっと実態を教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 リュウセイと県が指示したコン・ブリオ、同一人物が代表を務める会社であります。蓄養あるいは養殖場所、これも同一の場所ということですが、国についても現場確認はできておりません。

○鎌田聡委員 じゃあ、それ、リュウセイの分も合わせて5万2,374キロなんですか。それはどうなっていますか。

○田元くらしの安全推進課長 先ほど申しましたとおり、県が指示した分が5万2,374キロ、52トンですね、国が指示した分については926トン488キロということになります。

○鎌田聡委員 分かりましたというか、びっくりしましたが、かなりの量に合わせるとなりますので、先ほどの話じゃないですけども、どこでどうされたのかというのが非常に問題ですし、これが分かりましたけれども、結果として、途中で分からなかったというのも非常にまた問題だなというふうに思っております。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにありませんか。

○坂梨剛昭委員 一昨日の特別委員会から、また知事の強い決意というのを、この産地偽装を絶対にやっちゃいけないという強い決意をすごく感じております。

その中で、今回産地偽装防止プロジェクト、18ページ、これはもうこういった形でしっかり熊本産というのを認証して販売していく、消費者に届けていくと。熊本県の立場からすると、消費者の気持ちを裏切っちゃいけないということではあるんですが、今蓄養の業者で中国産を入れて熊本産としているところで、何か熊本県の中で、蓄養業者の中でそれが確認できているところはあるんですか。くらしの安全推進課のほうでいろいろ調べていらっしゃると思うんですが、今の現状を教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 農林水産部とはかねてから連携をしながら業務を進めておるところですが、その蓄養業者の実態等については、今、農林水産部のほうで調査、実態把握を進めているところです。

今現在、私のほうでどのくらいの業者がいるのかというのについては、数は持っていませんので御容赦ください。

○坂梨剛昭委員 分かりました。しっかりルールにのっとってやっていらっしゃるのももちろんあるかと思いますが、そこに対して違った方向でやっていらっしゃる方もおられるかと思いますが。

今回の蓄養を廃止することによって、消費者の全面的な信頼を取り戻すというその強い思いは、非常に私も分かりますし、絶対に産地偽装は、もうこれは根絶しなければいけないという思いは、私もそういうふうに思っています。

ただ、今回蓄養を廃止していく方向で行くということで、やはり失業されていく方もおられるかと思うんですが、その人数という、そこら辺もどのくらい把握されているのかをいま一度教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 先ほど申しま

したとおり、蓄養の業者の数だとか、それに従事されている方の人数だとかいうのは、くらしのほうでは手持ち資料がございません。蓄養業者に関する実態把握等が農林水産部のほうで把握されていく過程において、当課のほうでも情報連携をしていきたいと思っております。

なお、この熊本モデルを完成させるためには、純粋な熊本県産のアサリに他の国の外国産アサリ等が混ざらないというようなのが大事なポイントになると思います。そのポイントとなるには、監視の業務がどれだけ実行可能なかということも重要な課題だと思いますので、私たちも農林水産部と共に、一緒に頑張っていきたいと考えております。

○坂梨剛昭委員 私も毎晩のようにいろいろと相談があっておりまして、とにかく業務は縮めていくしかない、もしくは廃業するしかない、失業するしかないという方がやはりたくさんおられます。そういった中で、今回の決断によって、そういった真面目に取り組まれているという方も大きな影響を受けられるので、どれだけ県がしっかりと説明をしていただき、その方々にどれだけ手を差し伸べていただくかというのは、これ、かなり重要になってくるのではないかなというふうに感じています。その方々が、もちろん生活もあられますし、家族もおられます。そういった方々が今日まで働けていたのに、あしたから働く場所がなくなる、そういった形にも追いやられていくのではないのかなと、私はちょっと心配をしておりますので、ぜひ一昨日も言ったんですが、改めて丁寧な説明としっかりとした支援策も含めて話をしていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○松村秀逸委員長 要望でいいですか。

○坂梨剛昭委員 今の現状、何かあるならば教えてください。

○田元くらしの安全推進課長 このアサリの生産に関しては一昨日も竹内部長のほうから、構造の転換が図られるときだろうという話があっていました。また、漁業者に対する支援についても今後考えていきたいというような話もあったように思います。

実際、それで生計を、なりわいをしていかれる方たちがおられるでしょうから、必要な支援は県としてもされていくのだろうというふうに考えているところです。

私からは以上です。

○坂梨剛昭委員 これまで産地偽装をやられていた方、そこの人たちは罰せられるべきは罰せられるべきだと思います。ただ、真面目にやられている方とは、しっかりと手を携えていただきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○松村秀逸委員長 ほかにはございませんか。——なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他に入ります。

まず、12月の委員会において取りまとめを御一任いただきました令和3年度経済環境常任委員会における取組の成果について、お手元に配付のとおり、(案)を作成しましたので、御説明します。

この常任委員会における取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んだ主な項目を取り上げ、3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については、副委員長及び執

行部と協議し、当委員会としても、9項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、執行部で調査、検討等が続けておられますが、ここに上げた9項目は、具体的な取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、この案につきまして何か御意見等はございませんでしょうか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 では、この案でホームページへ掲載したいと思えます。よろしくお願ひします。

なお、簡易な文言の整理や最新データへの時点修正があった場合は、委員長に一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。——ないですね。以上で本日の議題は終了いたしました。

それでは、これをもちまして第11回経済環境常任委員会を閉会いたします。

午後2時36分閉会

○松村秀逸委員長 なお、本年3月をもって退職される方が、6名出席されております。6名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○松村秀逸委員長 それでは、1人ずつ、一言でも結構ですので、お聞かせいただければと思えます。

最初に、藤本環境生活部長からお願いいたします。

（環境生活部長～労働委員会事務局長の順に退任挨拶）

○松村秀逸委員長 お疲れさまでした。

なお、今年度最後の委員会でございますので、私からも一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

この1年間、大平副委員長をはじめ委員各位の御協力をいただきながら委員会の活動を進めてまいりましたが、委員各位におかれましては、県政の抱える重要な諸問題につきまして、終始熱心な御審議を賜り、誠にありがとうございました。

各部局長をはじめ執行部の皆さんにおかれましては、常に丁寧な御説明、答弁をいただき、心から感謝と御礼を申し上げます。

また、先ほど御挨拶をいただきました、3月をもって勇退されます方々におかれましては、長い間県政に携わっていただき、大変御苦労さまでございました。御勇退後も、県民の一人として県勢の発展に御協力、お力添えをいただき、今までの御経験と知識を生かされ、新たな場所での御活躍を心から御祈念申し上げます。

そして、先ほど黙禱をいたしましたけれども、今日でちょうど東日本大震災から11年になります。実は管内視察はしましたけれども、管外視察を当初、福島浪江町、太陽光発電による水素を使ったまちづくりを、ぜひ視察をしたかったんですが、残念ながら執行部の皆さん、そしてまた事務局の山本さんに準備をしていただいたんですが、コロナのため中止するというので残念でございました。それがちょっと心残りでございますけれども、これは今後2050年に向けた、カーボンゼロに向けた、将来にやっぱり取り組むというのは、非常にいいことを国はやっているなというのをぜひ見たかったんですけども、今後、熊本県もカーボンゼロに向けて頑張っていたきたいと思えます。何かの機会にまた行きたいなというふうに思っているところ

でございます。

最後になりましたけれども、委員各位におかれまして、また執行部の皆さんの今後の御活躍と御健勝を心から御祈念申し上げ、御挨拶といたします。

1年間、大変お世話になりました。（拍手）

副委員長から一言御挨拶をいただきます。

○大平雄一副委員長 それでは、一言御挨拶申し上げます。

この1年間、松村委員長の下で委員会運営に務めてまいりました。各委員の皆様には御指導、御鞭撻いただき、誠にありがとうございました。

また、執行部におかれましても、真摯に対応していただき、大変ありがとうございました。

本県にはまだまだ課題があり、厳しい状況でありますけれども、委員、執行部の皆様方には、この委員会で議論されましたことを踏まえ、県政あるいは経済環境分野の発展のために頑張ってください、本県がさらに発展していきますよう心から祈念申し上げまして、御礼の御挨拶とさせていただきます。

お世話になりました。（拍手）

○松村秀逸委員長 以上で終了いたします。

大変皆さんお疲れさまでした。

午後2時53分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

経済環境常任委員会委員長